

ある矢取地蔵をめぐる覚書

付『弘法大師御伝記』の挿絵と北摂感応寺所蔵「弘法大師絵伝」

中 前 正 志

「羅城門遺址」の石碑が立つ児童公園のすぐ近く、九条通りに面して小さなお堂があつて、そこに一体の地蔵菩薩の石造座像が祀られている（京都市南区羅城門町、後掲写真①参照）。例えば竹村俊則『昭和京都名所図会』6洛南（駿々堂、昭61）に「矢取地蔵」という項目を立てて、「像は高さ一・五メートル、右手に錫杖、左手に宝珠をもった江戸時代の作と思われる石造坐像で、面貌はあまりよくない」などと紹介されているところのものである。

この「矢取地蔵」には、その名の由来ともなる一つの話が伝えられている。例えば『昭和京都名所図会』は、上引部に続けて、

A口碑によれば、この地蔵尊は西寺の守敏僧都が東寺の弘法大師をねたみ、大師の帰途をねらつて矢を射つたところ、矢はあたらずに地蔵尊にあたり、大師の難を救った。それより矢取地蔵または矢負地蔵とよばれるに至つたとつたえる。

と記す。上述通り羅城門址のすぐ近くに祀られる矢取地蔵は、同門を挟んで東西に建てられた両寺、今は礎石などを残すのみの西寺の跡と、現在も五重塔がその偉容を誇ったりしている東寺との、ちょうど中間あたりに位置していることになる。そのことと呼応するがごとく、西寺の守敏僧都と東寺の弘法大師空海との間の話になっていたのであって、身代わりとなって守敏の矢から空海を救ったという、地蔵の靈驗譚である。

『日本伝説名彙』（日本放送協会、昭25）も「矢取地蔵」と題して、

B東寺に弘法大師があり、西寺に守敏僧正があつた。ある年、大旱魃に守敏が祈つても効なく、弘法大師が祈ると大雨が降つた。守敏は大いに嫉んで大師に向かつて矢を放つた。そのとき地蔵尊が現われてその矢を宙で手に取つた。それでこの地蔵の手には一矢を握っているという。（史蹟と伝説）

という同様の伝承を記している。ただし、代わりに矢に当たるのではなく矢を手にとつたとする点（波線部）、また、守敏が空海に矢を射るに至る経緯が盛り込まれている点（実線部）、**A**『昭和京都名所図会』と違って、目を引く。なお、矢を手にとつたことについて、その物的証拠を「地蔵の手には一矢を握っている」と最後に示しているが、確かに現在も、矢取地蔵像の右手に、錫杖と共に矢が握られている。ただ、その矢は一本でなく二本である（後掲写真①参照）。

あるいは、最近の編集工房か舎・菊池昌治『京都の魔界をゆく 絵解き案内』（小学館、平11）にも同様に、

C東寺の空海に対し、西寺の守敏僧都はことあるごとに対立競争していた。ある時、守敏が空海を狙つて矢を射かけたところ、矢はどこからともなく現れた一人の僧の肩を貫いた。身代わりになつたのは地蔵尊で、おかげで空海は命びろいをした。以来、この地蔵は矢取り地蔵と呼ばれるようになったという。

と記される。守敏が矢を射るに至る状況がまず述べられている（実線部）のは、**B**に近いが、地蔵が一人の僧の姿で現れ、しかも、肩を射抜かれたとする点（波線部）は、先の**A**にも**B**にもない要素である。像について直接確認し得ていないけ

れども、矢取地蔵の「右肩に矢キズのあとが残っている」という「近所の人たち」の話が、今屋敷晶「弘法大師と高僧伝説」(京都千年7『伝説とその舞台』講談社、昭59)に記録されていたりもする。

さらに、矢取地蔵像を祀るお堂に掲げられた案内板にも、「矢取地蔵寺縁起(矢負地蔵由来記より)」と題して、

D 淳和天皇の御代(約千百年前)天長元年に国土早操^(ママ)して農耕の用水もなくなったので朝廷は、守敏と空海(弘法大師)の二人に雨乞いの勅命があった。御所の神泉苑の庭で、雨乞いの祈祷を行った。空海の術が守敏に勝ったので三日三夜雨が降り、国土を潤したので守敏は空海を怨み、矢をもって空海を射た時に、地蔵その間に出現して空海に代わり、その矢を受けた。地蔵の石像の背に傷あり、その後人々はその身代わり地蔵を矢負の地蔵と呼び長く敬ってきた。その後人々は何時の時代からか、矢取の地蔵と呼ぶようになったのである。今のお堂は明治十八年三月(約百十数年前)に唐橋村(八條村)の人々の寄進により建立されたものである。

と記されている。守敏が空海に矢を射るに至る経緯を、BあるいはCに示されていたのよりも詳細に前半部に記述したうえで、矢取地蔵像の伝承を紹介する。石像の背に傷がある(波線部)というのは、矢を受けた点では同じであっても、矢を受けた場所において、肩を貫いたとするCと食違うことになる。右のDの末尾に「平成五年十一月 矢取地蔵保存会」と記される、その保存会の村上弥一郎氏(大正五年生)から「背に傷があるのを見たとき義母が話していた」という証言を得たが、石像の背の部分は今は見難い状態になっており、直接確認することはできない。

右のCとDの要素を合わせたような内容になっている場合も見られる。例えば『南区ウォーキングマップ』1(南区まちづくり推進会議・京都市南区役所、平14)の解説に、「矢取地蔵」と題して、

E……いわゆる「雨乞い合戦」といわれるもので、結果は、空海の祈祷によって三日三晩雨が降り続きました。合戦に敗れた守敏は、空海をねたみ、待ち伏せして矢を放ったところ、黒衣の僧が身代わりとなってその矢を受け、空海は

ある矢取地蔵をめぐる覚書

難を逃れました。その黒衣の僧は、実はお地蔵様で、いつしか矢取地蔵と呼ばれるようになりました。矢取地蔵は、別名、矢負地蔵とも呼ばれ、その背中に矢を受けたときにできたと伝わる傷が残っています。

と記載される。地蔵が黒衣の僧の姿で現れる（前の波線部）のはCと同様であり、一方、背中に矢を受けたとする（後の波線部）点や、あるいは守敏が矢を射るに至る経緯を詳述する点は、Dと同じである。また、「矢はねらいたがわず空海の背を貫くかと思えたのだが、一瞬空海のまうしろに黒衣の僧が現れ、矢はその肩口に立った」（駒敏郎・中川正文『京都の伝説』日本の伝説1、角川書店、昭51）というように、Cの肩とDの背とを合わせたような形も見られる。

その内容にかなりの振幅を示しながら、矢取地蔵像にまつわる霊験譚が、以上のごとく現代に伝承されているのである。取り立てて問題にすべきようなものではない、些末な伝承と言うべきであるかもしれない。が、それを承知のうえでお、「あまりよくない」（先引竹村著書）とも「たいそうほほえましい」（後掲岡部著書）ともされる、その個性的な面貌と、そこから醸し出される奇妙な存在感に惹かれるままに、矢取地蔵像にまつわる伝承を取り上げて、生成過程などの問題につき若干のメモを書き付けておくこととしたい。

二

前節に挙げた現代の諸事例と同様の矢取地蔵像の伝承は、時代を遡って探索するならば、以下のような諸史料にも見られることが確認される。

まず、いくつかの近世地誌・紀行類に、次の通り¹⁾。

F 『東寺往還』（新修京都叢書） *延宝九年（一六八一）

鳥羽大路ニ出テ山崎道トノ堺ニ、矢負ノ地蔵堂アリ。矢負ノ事、相伝ハ、守敏常ニ弘法ヲソネミ、或夜入堂ノ刻、竊

ニ窺^ヒレ之^ヲ以^テ矢射^ル之^ヲ。于^レ時其^ノ矢不^レ中^ニ弘法^ハ、此^ノ地藏中間ニ立チ隔テ玉ヒ、此^ノ矢ヲ負シト也。然レトモ俗伝不^レ足^レ信事也。

G 『雍州府志』寺院門第五「地藏堂」条（新修京都叢書） *貞享元年（一六八四）序・同三年刊

在^リ東寺西南隅山崎道之傍^ニ也。相伝^フ。守敏甚^タ妬^ム弘法大師^ヲ。竊^ニ瞰^ニ其出^テ以^テ矢射^ル之^ヲ。于^レ時此地藏現^ニ出其間^ニ、代^テ弘法^ニ負^ニ其矢^ヲ。于^レ今地藏木像有^ニ癩痕^ニ。故号^ニ矢負地藏^ト。今浄土宗僧守^ル之^ヲ。

H 『京羽二重織留』卷三「負矢」条（新修京都叢書） *元禄二年（一六八九）

東寺西南の隅、山崎道の傍に、地藏堂あり。伝云。守敏はなはだ弘法をねたみ、ひそかに弘法の出るをうかゞひ矢を放て射る時に、此地蔵弘法に代て其矢を負ふ。今に地藏の木像に其疵あり。此故に矢負の地藏と号す。今浄土宗の僧守^ル之^ヲ。

I 『京師巡見記』「善峰筋」条（史料京都見聞記） *明和四、五年（一七六七、八）

道筋三条通り西へ、二軒茶屋より左へ島原脇を通り、夫より東寺四塚、往古羅生門の跡、石橋の所を云、不分明之由。地藏堂、石地藏也。矢負地藏と云。空海と守敏と法力争ひの時、守敏僧都の矢空海に射懸し時、此地蔵尊其矢を請給ひし由。夫よりして矢負の地藏と云。

F、Hは特に記述が近いが、F『東寺往還』とG『雍州府志』は共に黒川道祐の著作で、また、H『京羽二重織留』がG『雍州府志』に多く拠っていること指摘される通りであつて、それら三者は結局、一連の記述なのである。

また、元禄十年（一六九七）の必夢『延命地藏菩薩経直談鈔』（渡浩一編勉誠社刊影印）の挙げる、経文「風雨随^レ時」についての説話、卷七23「洛陽東寺辺矢負地藏縁起」が、空海と守敏の雨乞いの話を載せたうえで、それに続けて、

J是^ニ由^テ守敏甚^タ弘法大師ヲ妬^ム、或トキ大師ノ出行アリシヲ竊^ニ瞰^ヒ、矢ヲ以^テ是ヲ射^ルトキニ、地藏其間ニ出現ナサ

ある矢取地藏をめぐる覚書

ある矢取地蔵をめぐる覚書

レ、弘法二代テ其ノ矢ヲ負フ。今ニ地蔵ノ石像ニ瘵痕アリ。故ニ矢負ノ地蔵ト云。此地蔵ハ東寺西南ノ隅、山崎道ノ

傍ラニアリトカクハ 雍州志五 卷二見エタリ

と記す。末尾に注記される通り、G『雍州府志』に拠るところが大きいようである。矢取地蔵が祀られるお堂から程近い吉原家（もと庄屋、現戸主吉原慶一郎氏）に所蔵されるK『矢負地蔵復旧ニ付上願井地蔵由来記』は、明治十八年（一八八五）、矢負地蔵堂の寺院としての復旧を京都府知事に願ひ出た文書の控えのようだが（全文翻刻後掲）、同文書に付された「矢負地蔵由来記」は、このJに拠っており、それとほぼ同文を載せる。また、「矢取地蔵寺縁起（矢負地蔵由来記より）」と題して、最後に明治十八年の建立に言及していた、前節所掲のDは、そのKの「矢負地蔵由来記」に基本的に拠ったものに違いなく、そのうえに背の傷の件などを書き加えたのであろう。なお、先の村上弥一郎氏方にも、「矢取地蔵寺縁起」と外題される卷子本一軸が所蔵されるが、それは、右のK吉原氏所蔵『矢負地蔵復旧ニ付上願井地蔵由来記』の転写本のようなものである（ただし、付載されていた「矢負地蔵由来記」の方が逆に巻頭に置かれている）。

さらに、絵伝にも見える。空海の掛幅絵伝としては、中世にまで遡る尾道浄土寺本と根津美術館本のほか、近世期以降のものがいくつか知られているが、そのうち、第四幅左下に「于時明治十二年十二月功德日為高祖／弘法大師一千五拾回御諱報恩謝徳彫／刻行状曼荼羅四幅奉納東寺宝庫者也／願主／……／真言宗 総本山御絵所 北村半三郎秀隆」と記された、紙本木版刷の東寺宝物館所蔵『弘法大師行状曼荼羅』四幅3（同宝物館にはその版木も所蔵される）には、「守敏加持」「守敏封龍」「神泉祈雨」に続いて、「矢取地蔵」という四字題名を持った絵が描かれている（第四幅下から二段目、後掲写真④参照）。また、この明治十二年（一八七九）の絵伝とほとんど全く同一の絵柄を描いた、同じ頃あるいは幕末の紙本著色掛幅絵伝『大師行状記』四幅4が、通称「たなべ不動尊」紫金山法樂寺（大阪市東住吉区山坂）に所蔵されているが、同絵伝にも、「守敏加持」「守敏封龍」「神泉祈雨」に続いて「矢取地蔵」の絵が描かれている（第四幅下から二段目、後掲写真②③⑤）

参照)。真鍋俊照「弘法大師行状絵詞の成立と展開」(『解釈と鑑賞』66—5、平13)等に言及される金剛院本掛幅絵伝四幅も、上の両伝とほぼ同じ絵柄を持っているらしく、同様の掛幅絵伝は、幕末から明治初期頃にかなり制作されていたことが推測されるところであって、それらには共通して「矢取地藏」の同様の絵が描かれているものと見られる⁵⁾。矢取地藏像の伝承はその頃には、単に街角の地藏にまつわる逸話というようなの⁶⁾に止まらず、「真言宗 総本山 御絵所」にて制作されたものなど空海の掛幅絵伝の中に、れっきとした空海の事蹟として組み込まれるまでになったということである。また、それら掛幅絵伝の中の「矢取地藏」の絵は、他の絵と共に、聴衆を前にして盛んに絵解きされていたのかもしれない。

なお、東寺宝物館蔵本と法楽寺蔵本にて確認したところでは、右の掛幅絵伝中の「矢取地藏」の絵に描かれた地藏は、胸前の左手に二本の矢を水平にして持っている(後掲写真②参照)。現在の矢取地藏の石像が先述通り、左手でなく右手であり、矢を水平にしたりしていないが、やはり二本の矢を持っている(後掲写真①参照)のと一致する点、興味深い。また、雲に乗る地藏が矢を手⁷⁾にしている、その絵柄が、先のBに見られた内容「地藏尊が現われてその矢を宙で手に取った」(波線部)と照応するのにも、注意される。

もつと丹念に探索すれば、矢取地藏像の伝承を採録した事例は他にも少なからず挙げ得るものと思われるが、とりあえず以上のうちでは、年代的に最も遡るのは延宝九年(一六八一)成立のF『東寺往還』であって、より遡って中世の史料となると、同伝承が採録された事例を、今のところ見出せていない。無論、現段階での管見の及ぶ狭い範囲内でのことであるので確信が得られる訳ではないが、矢取地藏像についての伝承は、右の延宝九年からさほど遡らない時点、近世初期頃に誕生してきたものと、およその見当を付けておくことはできるだろうか。

また、現代の伝承に見られる内容上の振幅については先に触れた通りだが、誕生してからそこに至るまでの過程において、矢取地藏像の伝承が種々の変容・展開を見せていることも、管見の狭い範囲内からでも窺える。

例えば、伝承の舞台。F『東寺往還』が「……矢負ノ地蔵堂アリ。矢負ノ事、相伝ハ、守敏常ニ弘法ヲソネミ、或夜入堂ノ刻、竊ニ窺レ之以レ矢射レ之」と、空海が「入堂」の際に守敏が矢を射かけたとする、その「堂」とは、「矢負ノ地蔵堂」に違いないと思われる。地蔵堂あるいはその周囲で、守敏が入堂する空海に矢を射たところ、その堂に祀られる地蔵が「中間ニ立チ隔テ玉ヒ、此ノ矢ヲ負」った、ということなのであろう。地蔵堂が、伝承の舞台となつていたのである。G『雍州府志』が「守敏甚妬ニ弘法大師。竊瞰ニ其出以レ矢射レ之」、H『京羽二重織留』が「守敏はなはだ弘法をねたみ、ひそかに弘法の出るをうかゞひ矢を放て射る時に」とするもの、空海が地蔵堂から「出」る際に矢を射たということかと理解され、やはり地蔵堂が伝承の舞台になつていゝものと思われる。Jも同様である。GHが、末尾に「今浄土宗僧守レ之」「今浄土宗の僧守レ之」と記すものの、冒頭には「在ニ東寺西南隅山崎道之傍也」「東寺西南の隅、山崎道の傍に、地蔵堂あり」とするのや、K『矢負地蔵復旧ニ付上願地蔵由来記』が冒頭部に「右地蔵堂ハ、教王護国寺塔頭地蔵寺ト公称致来候処……」と記述することからは、地蔵堂が東寺の管理下にあつたことを窺わせるのであつて（東寺側記録等未確認）、そうした地蔵堂であれば、そこに空海が出入りするという話が生まれてくるのは、自然なことでもあろう。なお、この地蔵堂は、吉原慶一郎氏が所蔵される享保四年（一七一九）の文書の裏に載る絵図に描かれてもいる（後掲写真⑦参照）。

ところが一方、I『京師巡見記』の記事からは、特に地蔵堂が舞台となつていゝという気配が窺えないのを始めとして、先述通りJに拠つたKを除く、以降のものでは、地蔵堂が伝承の舞台とは必ずしも捉えられておらず、そもそも舞台がどことは特定されない場合が多いようである。掛幅絵伝の「矢取地蔵」の絵も、守敏と空海を左右両端に、雲に乗つた地蔵をそれらの中間、画面中央に、各々描くようだが、地蔵堂と覚しきものは描いていないらしい（後掲写真④⑤及び第四節参照）。当初地蔵堂に密着していた伝承が、やがてその地蔵堂から遊離していく傾向にあると言えようか。

あるいは、FとKがすべて、地蔵の名称を「矢取地蔵」でなく「矢負（ノ）の地蔵」とする（太字部）のは、先引部

末尾には「矢取地蔵または矢負地蔵」とするAも、全体の項目名としては「矢取地蔵」の方を掲げ（Eも同様）、BCも共に「矢取（り）地蔵」とする（項目名、太字部）ように、現代では「矢取地蔵」の方が一般的であるらしいのと、異なっている。結果、Kに基づくDでは、「その後人々はその身代わり地蔵を矢負の地蔵と呼び長く敬ってきた。その後人々は何時の時代からか、矢取の地蔵と呼ぶようになったのである」と説明されることになる。その名称の変化は、伝承内容の揺れと連動するものであろうか。F、Kいずれも、身代わりに「矢ヲ負」った、「矢を請」けた、などとしていて、Bの波線部のごとき、あるいは掛幅絵伝に描かれるような、地蔵が矢を手に取るという、「矢取地蔵」の名称にまさに適合したような形は見られない。本来は文字通り矢を負う「矢負地蔵」であったのが、後にはBのごとき伝承をも伴いつつ「矢取地蔵」へと移り変わっていったものかと見られる。元文三年（一七三八）三月の寺領口上書（未見）に「矢取」と書かれていること、岡部伊都子『京の地蔵紳士録』（淡交社、昭59）に言及されており、かなり早くから「矢取地蔵」という呼称も行われていたようだが、あるいは、先述通り、明治十二年に「真言宗御絵所」で制作された東寺宝物館所蔵本など、掛幅絵伝が手に矢を持った「矢取地蔵」の絵を載せたあたりに、「矢取地蔵」への移行を決定付けた要因の方は求めることができるだろうか。

右の点に関してはさらに、早い段階の事例であるGHの波線部に注意される。仏菩薩等の像の身代わり譚では、身代わりとなった証がその像に残されていると伝えられることが多く、それらの波線部に伝える疵跡の存在は、まさに地蔵が身代わりに矢を負ったことの証となっているのだが、その波線部中に「木像」と記されていることに、特に注目される。現在には石像だが、本来は木像であったのだろうか。そうだとすれば、Gに抛るはずのJが「石像」と書き変える（波線部）からその時点で既に、あるいはより以降に（Iには「石地蔵也」、石像へと変わったことになる。矢を手に取った、そしてその証として矢を手に持っている、というBまたは絵伝に見られる形は、木像から石像へのその変化に対応して生じて

きたものであり、木像であれば、容易に矢が突き刺さるので、空海に代わって矢を負うということが可能だけでも、石像では、矢が突き刺さり矢を負うことが難しい、と考えられたところから生み出された伝承である、と捉えられようか。そして、そのBのような形が、どの時点かにおいてどの程度か行われるようになったのに応じて、名称も、その内容により適合した「矢取地蔵」が主流になっていった、ということであろうか。そうであるならば、木像から石像への材質の変遷が、矢負地蔵から矢取地蔵への変遷を齎らしたことになる。ただし、名称の方は矢取地蔵へとほぼ移り変わったが、伝承内容としては矢を負う形が現在もなお保存・継承されていて、名称と内容との間に少々ずれの生じた事例が少なからず見られる、ということになるか。以上、飽迄「木像」とする記事をそのままに信用した場合のことであるが。

三

さて、矢取地蔵像の伝承自体は、前述通り中世の史料には見出せていないけれども、同伝承誕生のための土壌となり得たであろう伝承ならば、より早い時点から検出することができる。種々の空海・守敏対立譚⁶が、それである。矢取地蔵像の伝承は、その間にあれこれ相違を見せながらも、先のAとKあるいは絵伝のいずれも共通して、空海と守敏の話、より具体的には、守敏の側が空海に敵対しかかるが失敗に終わるといいう話になっているが、同様の空海・守敏対立譚は、知られる通り、早く院政期頃の文献に複数種見られる。

寛治三年（一〇八九）経範著とされる『大師御行状集記』（続群書類従）の69「被勸請神泉苑於龍王條」は、「有書曰」として、大師が神泉苑で祈雨すると効験著しく、また善如龍王が現れた、という、守敏の全く登場しない祈雨譚（同話は、『御遺告』や『今昔物語集』巻十四第41話など諸書にも採録される）を掲げたあとに、「又或曰」として、

a 淳和帝御即位天長元年甲辰、依旱災、奉勅於神泉苑可修請雨之法者。爰守敏大德奏状備。守敏已上臆也。同修

レ之。須_三先勤仕而令_二雨_一西京_一者。依_レ請早修者。即以勤仕七ケ日、結願之朝、西京如_二暗夜_一、雷響尤盛也。其雨成_二洪水_一。衆人感嘆也。但遣_レ使令_二檢知_一之処、雨_二界内_一、不_レ及_二山外_一云々。亦大師勤修。雖_レ經_二七日_一無_レ雨。大師入定思惟。守円大徳駟_二取諸龍_一、既入_二水瓶_一云々。即出定。延修_二一个日夜_一。大師告曰。池中有_二龍王_一。号曰_二善如_一。元は無熱達池龍王之類所_二勸請_一也云々。乃至結願之日、雲覆_レ天、雷鳴_二於四方_一、急降_二膏雨_一。池水涌滿、至_二于大壇之上_一。自_レ是以後、三个日之間、普雨_二天下_一。自然滂沱。賀_二其功_一、任_二小僧都_一。慶賀之間、不_レ好_レ有_二威勢_一。出入之処、自然施_二面目_一云々。

と記し、さらに、同書の85「守円僧都貢御栗條」には、

b 守円僧都参_二内裏_一。加_二持生栗_一、以_二呪力_一成_二蒸茄栗_一。調_二甘味_一数々為_二貢御_一。而大師参内之時勅言。守円之法力栗如_レ是。和尚何如_レ彼不_二貢御_一哉。答奏言。侍_二御前_一之間、見_レ彼作法。於_レ是被_レ召居_二大師於御簾之内_一、召_二守円_一如_レ例賜_レ栗令_二加持_一。只如_レ本。先作法。猶強雖_二祈念_一無_二変色_一。懷_二耻退出_一。以_レ知被_レ押_二大師威徳_一失_二法驗_一也。

続く86「守敏僧都奉呪咀大師條」には、

c 守円依_レ有_二奉_一呪咀大師_一之聞、被_レ修_二調伏法_一。而大師於_二瑜伽座之上_一、現_二不動之身_一。向_二大壇_一之時、守敏現_二大威徳身_一臨来。共雖_レ現_二教令輪相_一。依_レ有_二次第_一不_レ可_二敢犯_一上智_一云々。

と記す。

a は神泉苑での請雨対決譚で、まず守敏が請雨法を修すると京中に雨が降ったが、その後、雨を降らせまいと守敏が諸龍を水瓶に封じ入れているのを察知した空海が、善如龍王を勸請して修すると、京のみならず普く天下に雨が降った、という話である。b は、守敏（守円）が天皇の前で生栗を加持し茹でて貢ぐということをしてしたが、空海が御簾の内に隠れて、そこに守敏を召し同様に栗を加持させたところ、空海の威徳に押されたためいくらか祈念しても今度は一向に煮る

ある矢取地蔵をめぐる覚書

ことができず、守敏は恥じて退出していった、という、加持阻止譚とでも言うべきものである。cは、言わば呪咀対決譚。守敏が空海を呪咀しようとしたのに対して、空海も調伏法を修したというもので、空海は不動身、守敏は大威徳身と、各々教令輪相を現じたという。

また、院政期の大江匡房『本朝神仙伝』（日本思想大系）の16弘法大師は、基本的な略歴などを綴ったあとに、

d 修因僧都、読_ニ呪護国界經_ニ施_ニ神驗_一。昔遣_ニ護法於唐朝_一、偷_ニ惠果伝法_一。大師頗得_ニ其心_一曰、有_ニ竊_レ法之者_一。仍受_ニ金剛界_一之時、別結界火焰遶_レ郭不_レ得_レ入。纔聞_ニ胎蔵_一而還。

と記す。「修因」は「修円の誤り、また誤写と思われ」（日本思想大系補注）、その修円は、守敏としばしば混線して出てくる人物で、守敏と同一人かと見られている（先引『大師御行状集記』にも、「守敏」と「守円」が混在している）。空海が入唐して惠果から受法していた時、修因（守敏）が護法を唐に遣わしてその惠果の伝法を盗み聞こうとしたが、それを察知した空海が金剛界受法の際には阻止した結果、護法は僅かに胎蔵界のみ聞き帰った、という、盗聴阻止譚と云うべきものとなっている。『大師御行状集記』が記していた三種の話 a b c とはまた別の、空海・守敏対立譚である。

『本朝神仙伝』はまた、右の d に続けて、

c 及_ニ大師帰_レ朝、常以相挑、遁欲_ニ調伏_一、共行_ニ壇法_一。大師陽死。修円疑令_ニ人伺見_一、弟子涕泣行_ニ喪家儀_一。又令_ニ見弔_一、弟子等運_ニ葬斂之具_一。修因信之、涕泣良久、行_ニ懺悔之法_一。大師更行_ニ調伏法_一七日、修因頓受_レ瘡而死。大師又行_ニ懺悔之法_一七日、降_ニ世頭_ニ於_{（新増）}鑪_一。曰、我是修因也。為_レ令_レ頭_ニ揚汝法_一、權成_ニ怨敵_一也。

と、c 呪咀対決譚も載せている。ただし、弟子たちに葬儀の準備をさせるなどして死んだと見せ掛けた空海が、それを信じ油断した修因（守敏）に対して調伏法を行い続けた結果、彼が死ぬという決着を見ている点で、先の『大師御行状集記』cとは異なる。このような形での決着が付くものを区別して、c'としよう。なお、右引末尾部において修因（守敏）が実

は降三世明王であったと明かすのは、『大師御行状集記』cで守敏が大威徳の姿を現わすのと、同じく五大明王の一つであつて通じ合おう。さらに『本朝神仙伝』は、右のcのあと、空海が草書の法を善くしたことなどを伝え、a請雨対決譚も載せる。ただ、『大師御行状集記』aと違って、修因(守敏)自らが請雨するという場面はない。

右の両書合わせるに、少なくとも院政期頃には、a請雨対決譚、b加持阻止譚、c呪咀対決譚、d盗聴阻止譚という、四、五種の空海・守敏対立譚が成立していたことになる。しかも概ね、先の矢取地蔵の各伝承と同様、守敏の側がまず何らかの形で空海に敵対しかかつて失敗に終わる、という骨組を持った話になつてもいる。例えばbは、逆に空海の方が敵対しかかつていると見得るかもしれないが、生粟を加持するという呪力をまず守敏が天皇の前で見せ付けたことが、結果的に空海との対決へと繋がり、その呪力を阻止されることになるのであつて、その点では、如上の骨組を持つものと捉えられよう。また、cでは確かに、呪咀対決の決着が付いておらず、右の骨組を完備していないが、cでは、守敏が敗死する結果、すなわち、右の骨組に叶う、守敏の敵対が失敗に終わる形となつている。さらに、右の『本朝神仙伝』cでは、冒頭部に「常以相挑、遁欲_三調伏、共行_三壇法」とあつて、守敏の側から敵対しかけたとは捉えられていないが、cを載せる後出諸文献の多くは、守敏がまず調伏しかけたとする。右引『本朝神仙伝』cが最末尾に伝えるように、修因(守敏)すなわち降三世明王が、空海の「法」を「顕揚」するため敢えて「怨敵」となつていたということならば、その修因(守敏)の側から意図的に空海に敵対しかかるという筋書になるのは、自然なことでもあろう。

そして、右のような四、五種の空海・守敏対立譚は、院政期頃以降、諸文献に多く採録されていくことになる。『祈雨日記』や『古事談』卷三第10話、『元亨釈書』卷一「金剛峯空海」、同卷十八「如意」、『真言伝』卷三、『高野物語』第五、『三國伝記』卷三第3話、『臥雲日件録抜尤』文安四年(一四四七)五月十八日条、『一乗拾玉抄』陀羅尼品、『狗張子』卷二「武庫山の女仙」、『雍州府志』寺院門第五「西寺」はaを、『今昔物語集』卷十四第40話はb、cを、『太平記』卷十二

や『神明鏡』、『八幡愚童訓』甲、『神泉苑縁起絵巻』は a b c を、『壺囊鈔』巻八や『塵添壺囊鈔』巻十二は a b を、『出来齋京土産』巻二「西寺」は a c を、『京童』巻二「東寺」や『広益俗説弁』巻十五は c を、各々採録する。「雨乞ひに智識守敏の尻を割り」(『誹風柳多留』一五二)など、川柳が素材とすることも知られる。これら以外、弘法大師の種々単伝にも採録されること当然多く、例えば、院政期の『弘法大師御伝』巻下や承応三年(一六五四)刊『弘法大師御本地』は a b c (『弘法大師御伝』は c も) を、元永元年(一一一八)『高野大師御広伝』巻下は a を、藤原敦光『大師行化記』や続群書類従本『弘法大師行化記』は a c d を、南北朝期の十二巻本『弘法大師行状絵』巻四・巻八は a d を、六巻本『高野大師行状図画』巻三・巻五や応永三十一年(一四二四)写『大師行状』、十巻本『高野大師行状図画』巻三・巻八は a b d を、『高祖大師秘密縁起』巻八や寛永五年(一六二二)写『弘法大師徳集』は a b を、行遍『大師行化記』や深賢『弘法大師行化記』、『弘法大師行状要集』巻一・巻四、寛文二年(一六六二)『弘法大師御伝記』巻三・巻八は a b c d 全て(行遍『大師行化記』の b、深賢『弘法大師行化記』の a b は裏書所載、後者裏書には c も) を、各々採録する。

無論、先に触れた通り、『大師御行状集記』に載る a c と『本朝神仙伝』に載るそれら両話との間にも相違が見られたのと同様に、上に列挙した文献に採録された話は、『大師御行状集記』『本朝神仙伝』に載る a b c d と全く同じという訳でなく、種々違っていて変容した姿を示していることも少なくない。

例えば、『太平記』や『神明鏡』などの b の場合、守敏が天皇の前で、生栗を加持して茹でるのではなく、水を加持して湯に変えるなどしている。先引『大師御行状集記』b には「加_ニ持生栗。以_ニ呪力_一成_ニ蒸_ヲ栗_ニ」^{ママ}「如_レ例賜_レ栗令_ニ加持_一。只如_レ本」とあったが、『弘法大師御伝』(続群書類従)が「以_レ栗入_レ水、誦呪加持、即暖熱令_レ食_ニ病者_ニ」^{ママ}「以_レ栗入_レ水誦呪、終日不_レ熟、高祖大師秘密縁起」(弘法大師伝全集)が「生ぐりを水に入れて^{ママ}加持しけるに、其水たちまちにわきければ、栗むせるがごとく和ぎけるを」とするように、栗を水に入れたうえで加持したとするものも少なくなく、その辺り

に、粟が消え水そのものの加持へと変容していく素因を求め得るかもしれない。なお、『弘法大師御本地』では、生粟をそのまま加持したあとにさらに水を加持するなどしている。また、同じ『太平記』や『神明鏡』などのaでは、早くなって、守敏と空海の請雨対決が繰り広げられるというのではなく、そもそも早自体、恨みに思った守敏が諸龍を封じ込めて起こしたものとする。その守敏の行動は、一角仙人説話や後世の鳴神上人の話を想起させよう。さらに、『元亨釈書』巻一に載せるのは『大師御行状集記』aと同趣だが、同巻十八「如意」の方が伝えるaは、大きく異なっている。天長元年（八二四）の早に際して空海と守敏が請雨を競った時、如意尼の持っていた、彼女と同郷の浦島子の篋を、空海が手に入るることによって、天下に雨が降った、とする。善如龍王は登場せず、その役割を浦島子の篋が代行する形になっている。また、如意尼は後に撰津甲山に神呪寺を開創し空海に従い剃髪・受戒するが、その神呪寺の本尊となる如意輪観音像を、空海が桜の霊木で如意尼の姿を模して彫刻した際、像中に右の浦島子の篋を籠めた、と伝える。a請雨対決譚が、改変されつつ縁起伝承と結び付いた事例と言えよう。『狗張子』巻二「武庫山の女仙」所載のaも同様の内容になっており、『元亨釈書』に基づいているらしい。

かように種々変容しながらも、概ね守敏の側が敵対しかかるが失敗に終わるという骨組を持つ四、五種の空海・守敏対立譚が、院政期以降、中世を経て近世にはいるまで、盛んに脈々と伝承されていたのである。守敏が空海に矢を射かけたが地蔵に阻まれたという、近世初期に成立したかと思られる先の羅城門址近くの矢取地蔵像の伝承は、そうした空海・守敏対立譚の伝統の延長線上に、それを土壌として生起してきたものと見て間違いないであろう。先のIが矢取地蔵像の伝承を「空海と守敏と法力争ひの時、……」（実線部）と書き始める（Cの実線部も同様）のや、BDEJKがまずa請雨対決譚を伝え、それに連続する形で矢取地蔵像の伝承を載せるのなどは、そのことを端的に物語るものとも見られよう。

しかし、中世以前との繋がりには、右の空海・守敏対立譚との間に認められるだけではない。矢取地蔵像の伝承は、空海

と守敏の対立譚であると同時にまた、地蔵の靈驗譚でもあつて、その点に関しても無論、種々知られる矢負地蔵譚の存在が想起されるところであろう。

早くには『今昔物語集』卷十七第3話に、矢負地蔵譚が見える。近江国にある平諸道の先祖の氏寺に安置されていたという、地蔵菩薩像の話である。まず、諸道の父が合戦に赴いた際のこととして、

……而ル間、敵ヲ責メテ罰ガ為メニ員ノ随兵ヲ率シテ既ニ戦カフ間、胡録ノ箭、皆、射尽シテ、可為キ方モ無カリケ、心ノ内ニ

「我ガ氏寺ノ三宝、地蔵菩薩ツ、我ヲ助ケ給ヘ」ト念ジ奉ル程ニ、俄カニ戦ノ庭ニ一人ノ小僧出来テ、箭ヲ拾ヒ取テ、諸道ガ父ニ与フ。此レ、不慮ノ外ノ事也ト云モ、其ノ箭ヲ取テ射戦フ程ニ、見レバ、其ノ箭拾フ小僧ノ背ニ箭、被射立ヌ。其ノ後、小僧、忽ニ不見エズ成ヌ。

と記される。矢が尽きた時、諸道の父が氏寺の地蔵に祈念すると、一人の見知らぬ小僧が現れ、矢を拾い与え、また、背に矢を射立てられ、後に忽然と見えなくなった、という。その小僧の御蔭で諸道の父は戦勝したが、小僧がどこから来た誰なのか気掛かりだった。そして、

其ノ後、諸道ガ父ノ、氏寺ニ詣テ、地蔵菩薩ヲ見奉ツル、背ニ箭一筋被射立タリ。諸道ガ父、此レヲ見テ、「然レバ、戦ノ庭ニシテ箭ヲ拾ヒテ我レニ令得シ小僧ハ、早ウ、此ノ地蔵菩薩ノ、我ヲ助トケム変化シ給ル也ト」思フニ、哀ニ悲クテ、泣々ク礼拝シ奉ツル事無限シ。

諸道の父がその後に氏寺に参詣した際、地蔵菩薩の背に一本の矢が射立てられているのを発見する。小僧は実は氏寺の地蔵菩薩であつて、地蔵が小僧の姿と化して、矢を拾い、矢を受けたのだった。

地蔵の靈驗として、矢拾いと共に矢負いの要素が含まれており、本話の標題「地蔵菩薩、変小僧形受箭語」及び話末評語中の記述「地蔵菩薩、利生方便ノ為ニ悪人ノ中ニ交ハリ、念ジ奉レル人ノ故ニ毒ノ箭ヲ身ニ受ケ給フ事、既ニ如此シ」から見る

ならば、『今昔物語集』編者は、矢負いの要素の方を軸として捉えていたようでもある。とにかく右の話は、地蔵が矢を身に受けるという点で、今問題としている矢取地蔵像の伝承と共通する、矢負地蔵譚としての側面を確かに備えている。

そして右話は、享徳二年（一四五三）の奥書を有する『江州安孫子庄内金台寺矢取地蔵縁起』（古典文庫）という縁起絵巻に仕立てられると共に、十四巻本『地蔵菩薩靈驗記』巻六第十一話「合戦拾矢事」や『地蔵感応伝』巻下「臨陣拾矢」に採録されている。ただし、『今昔物語集』所収話とは異なる面が種々ある。例えば、『江州安孫子庄内金台寺矢取地蔵縁起』は、「失取地蔵」を書名に含み、その本文末尾の一文に「矢をひろひて、御方にくはりたまひしによつて、箭とりの地蔵共申也」とあつて、『今昔物語集』とは反対に、矢負いでなく矢拾いの方に重点を置いているようである（『日本国語大辞典』「やとり（矢取）」条に「射場で放たれた矢を拾い集めること。また、その役の人」。しかし、それでもやはり矢負いの要素は、『今昔物語集』とは少々異なる形だが、「いかなる事かありけむ。御かほに黒羽矢をいたてたてまつる也」「敵の黒羽の矢をかほにあたりぬとみし程に、かきけつやうにしてうせにし」と含まれている。矢負いの要素は、先引標題中に「拾矢」とある『地蔵菩薩靈驗記』所収話や『地蔵感応伝』所収話にも見られる。

また、今問題の矢取地蔵像と地理的により近い洛東清水寺にも、矢負地蔵の話が見られる。『元亨釈書』（新訂増補国史大系）巻九の「清水寺延鎮」条に、坂上田村麻呂が東国征伐に赴いた際のこと、矢が尽きた時に「小比丘及小男子拾矢与將軍」ということがあり、清水寺の延鎮が造立し供修していた二像、勝軍地蔵と勝敵毘沙門を見ると、「矢癩刀痕被其体。又泥土塗脚也」という状態であつた、と伝える。同話は、永正十四年（一五二七）『清水寺縁起絵巻』上巻などにも採録されている。他にも同様の地蔵伝承は種々伝わっており、「矢取り地蔵とか、矢拾い地蔵とか、或は矢負い地蔵とかと呼ばれ、戦場で靈驗を示現されたといわれている地蔵さまは、全国的には決して少なくないようである」。

当初は一様に地蔵が矢を受けるという内容を有していた、羅城門址近くの矢取地蔵像の伝承はまた、右のような中世以

前の矢負地蔵譚の伝統を承けて、その話型が適用された話でもあるに違ひなからう。先述通り、後には、矢を負うのでなく、矢を手にとるといふ形も行われるようになるのだが。また、現代の伝承のうち先のCやEが、僧の姿と化して地蔵が現れ矢を受けたとするのも、右の『今昔物語集』所載話など矢負地蔵譚に少なからず見られる要素であつて、それがどの段階かにおいてははいり込んだものなのであろう。

四

右の通り、矢取地蔵像の伝承が成立したかと思られる近世初期より以前に伝統的に存在していて、矢取地蔵像の伝承と深く関係したであろう伝承として、空海・守敏対立譚と矢負地蔵譚と、二つのものが見出された。それら既存の二伝承の要素——空海と守敏が対立していて、守敏の側が空海に敵対しかかるものの失敗に終わるといふのと、地蔵が身代わりに矢を受けるといふのと——を合わせれば、矢取地蔵像の伝承はほとんど出来上がつてしまふように思われる。矢取地蔵像の伝承は主に、それら両伝承をもとに、両者の要素を合体させることによつて生み出されたものと考えていいのではなからうか。そうだとすれば、四、五種類の多様な姿を見せながら院政期以来脈々と伝承されてきた空海・守敏対立譚が、在来の矢負地蔵譚の話型を纏うことにより、また一つ新たな装いを得て、近世初期頃に現れ出た伝承であると言ふこともできよう。空海・守敏対立譚のそうした一つの近世的な展開として、矢取地蔵像の伝承は注意されてよいものである。また、その展開は、東西両寺間に所在する具体的な地蔵像の上への定着、その結果としての同地蔵像をめぐる庶民信仰との結び付きを、空海・守敏対立譚に齎らしたのであつて、それは、後々まで命脈を保つていくために同譚が選択した生き残り戦略の一つであつたかのごとく思われもする。実際、幕末維新の頃には、近世的展開を遂げたその矢取地蔵像の伝承も、従来の空海・守敏対立譚「守敏加持」「守敏封龍」「神泉祈雨」と並んで空海の掛幅絵伝に組み込まれるまでになつたこと、

先に触れた通りである。

しかし、右のように考えようとした場合になお問題に感じられるのは、では、空海・守敏対立譚と矢負地蔵譚がなぜ、いかなる契機あつて結び付いたのか、という点である。仮に、伝承成立以前に、現在と同じく、東西両寺の間に地蔵像が祀られていたとすれば、そうした地蔵像を仲立ちとして、東寺の空海と西寺の守敏の対立譚と、地蔵に纏わる矢負いの話とが、結び付いていくといったことが考えられるかもしれないが、そうだとしても、それだけでなくさらに、両話の内部に、それらが結び付く契機となつたものは見出せないであろうか。

近世の矢取地蔵像の伝承のうちFが先引部に続けて「凡ソ守敏ノ事、元亨釈書ニ伝ナシ、其ノ外ノ書モ不レ載レ之、太平記ニ少シク載^ス其事跡^ヲ、是レ誠ニ不^{イフカシ}審キ事也」と記す、『太平記』卷十二（日本古典文学大系）の「神泉苑事」に、bそしてaのあとに、c呪咀対決譚が、

守敏尚腹ヲ立テ、サラバ弘法大師ヲ奉ニ調伏ニ思テ、西寺ニ引籠リ、三角ノ壇ヲ構ヘ本尊ヲ北向ニ立テ、軍荼利夜叉ノ法ヲ被^レ行ケル。大師此由ヲ聞給テ、則東寺ニ炬壇ヲ構ヘ大威徳明王ノ法ヲ修シ給フ。兩人何レモ德行薰修ノ尊宿也シカバ、ニ尊ノ射給ケル流鏑矢空中ニ合テ中ニ落ル事、鳴休隙モ無リケリ。爰ニ大師、守敏ヲ油断サセント思召テ、俄ニ御入滅ノ由ヲ被^ニ披露^ニケレバ、縑素流ニ悲嘆泪、貴賤吞ニ哀慟声。守敏聞^レ之、「法威成就シヌ。」ト成悦則被破壇ケリ。此時守敏俄ニ目クレ鼻血垂テ、心身被^ニ悩乱^ニケルガ、仏壇ノ前ニ倒伏テ遂ニ無^レ墓成ニケリ。「呪咀諸毒菓還著於本人」ト説給フ金言、誠ニ驗有テ、不思議ナリシ効驗也。自^レ是シテ東寺ハ繁昌シ西寺滅亡ス。と記述されているのに、注目される。

守敏が西寺で軍荼利夜叉の法、空海が東寺で大威徳の法を修して、呪咀対決となつたが、偽りに入滅するという計略によつて空海の方が勝利し、守敏は死んだ、という。その対決の中で、実線部の通り、『大師御行状集記』や『本朝神仙伝』

にはなかった、兩人の間で鏑矢が飛び交ったという要素が現れている点、特に注意される。それは、矢取地蔵像の伝承における、守敏が空海に矢を射掛けるという内容に通じていくものがある。そして、矢負地蔵譚が結び付いてくる、その契機となり得るものであると言ってよからう。とすれば、種々伝承されていた空海・守敏対立譚を土壌としつつ、そのうちの、呪咀対決譚において立ち現れてきた矢の飛び交う話をより直接的な基盤として、そこに生じた「矢」という共通点を仲立ちに、やはり早くから伝承されていた矢負地蔵譚の話型が結び付いてくることによって芽吹いたもの、それが矢取地蔵像の伝承である、とまとめることができようか。

右の『太平記』と同様の矢が飛び交う形の、呪咀対決譚は、他にも『神明鏡』や『神泉苑縁起絵巻』、『弘法大師御本地』、『弘法大師御伝記』に見られ、かなり広く知られていたことと思われるのであって、そこから矢取地蔵像の伝承が芽吹いてくるのに充分なだけの成熟を遂げていたと言えよう。そして、それら文献のうちでは何と言っても『太平記』の影響力が広大で、矢取地蔵像の伝承が成立したかと見られる近世初期頃には種々版本が出現したこと、知られる通りであって、矢が飛び交う形の、呪咀対決譚が流布するのに、同書の力が与って大きかったものと想像される。

しかしながら、だからと言って『太平記』所載話のみが基盤となり、それに矢負地蔵譚の要素が結び付いて、矢取地蔵像の伝承が生成してきた、というようには一概に言えそうもない。

注意したいのは、矢取地蔵像の伝承に現れている守敏の感情である。先に挙げた同伝承のうちCDI以外には、守敏の感情が同じように伝えられている（二重傍線部）。以下の通り。

A 西寺の守敏僧都が東寺の弘法大師をねたみ、大師の帰途をねらって矢を射ったところ、

B 守敏は大いに嫉んで大師に向かって矢を放った。

E 合戦に敗れた守敏は、空海をねたみ、待ち伏せして矢を放ったところ、

F 守敏常ニ弘法ヲソネミ、或夜入堂ノ刻、竊ニ窺レ之^ヒ以テ矢射レ之^ヲ

G 守敏甚妬^{タム}ニ弘法大師^ヲ。竊瞰^ニ其出^ヲ以テ矢射レ之^ヲ。

H 守敏はなほだ弘法をねたみ、ひそかに弘法の出るをうかゞひ矢を放て射る時に、

J 是ニ由テ守敏甚^{シユビシ}ダ弘法大師ヲ妬^{ネタ}ミ、或トキ大師ノ出行アリシヲ竊^{ヒツカ}ニ瞰^{ウカ}ヒ、矢ヲ以テ是ヲ射^イルトキニ、(Kもほぼ同文)

いずれも、空海に対する守敏の嫉妬の感情で、それが、守敏に矢を放たせたとする。一連のものながら早い段階のF G H Jが皆そう伝えることには、特に注意される。矢取地蔵像の伝承には、そうした守敏の感情がかなり強固に結び付いていると言つてよからう。

ところが一方、『太平記』には、先引中の二重傍線部に「守敏尚腹ヲ立テ」と感情は記されるが、嫉妬とは異なる。同書のaやbも含めた他の部分においても、bからaへと展開する中間に「守敏大ニ恥レ之插^ニ髻陶於心中、隠^ニ嗔恚於氣上^ニ被^ニ退出^ニケリ。自^レ其守敏君ヲ恨申ス憤入^ニ骨髓^ニ深カリケレバ」と見られるものの、やはり空海への嫉妬という感情は記されていない。⁽⁹⁾しかし、矢が飛び交う形のc呪咀対決譚を載せる文献として先に挙げたうちでは、ただ一つ寛文二年(一六六二)『弘法大師御伝記』(弘法大師伝全集、付論に言及する天明三年再校本でも本文に大差なし)にだけは、

①事^ニふれて空海の名望をそねみたてまつり。(卷三dの冒頭部)

②つねぐく空海の法力どもをそねみねたみ給ひし。(卷八dの冒頭部)

③みかど常々守敏。空海をねたまれし事を聞召けるによりて。(卷八bの中間)

と、卷三にdを載せ、卷八に重ねてdから始まりb→a→cの順に載せるなかで、先の矢取地蔵像の各伝承に見られるのと同じ「そねむ」「ねたむ」という語を使って、空海に対する守敏の嫉妬の感情が、cに至る前に繰り返して記されている。そもそも、早くに空海・守敏対立譚を採録する先引の『大師御行状集記』や『本朝神仙伝』でも、後者cの冒頭に「及^ニ

ある矢取地蔵をめぐる覚書

大師帰朝、常以相挑、通欲ニ調伏ニとはあるが、守敏の嫉妬の感情は記述されていない。ところが、そうした守敏の感情は一方で、

(1)嫉妬ノ心忽ニ発テ立ヌ。

〔今昔物語集〕卷十四第40話

(2)守敏、瞋恚嫉妬ニ忍難、大師ヲ調伏シ奉ル。

〔八幡愚童訓〕甲、日本思想大系

(3)修因僧都ト申ス人。大師ノ仏法ヲ弘メ給事ヲソネミテ。

〔高野物語〕第五、弘法大師伝全集

(4)事にきて大師の名望をそねみたまつりき。

(六卷本『高野大師行状図画』卷三、弘法大師伝全集、『大師行状』上や十二卷本『弘法大師行状絵』卷四、十卷

本『高野大師行状図画』卷三にも同文)

(5)山階寺の守敏僧都。常に大師をそねみたまつりて。事にふれてあらそひをなす。

(六卷本『高野大師行状図画』卷五、『大師行状』下や十卷本『高野大師行状図画』卷八にも同文)

と、中世以前の諸文献に記述されてもいるのであつて、『弘法大師御伝記』に至つて突如現れたというものではない。右の(1)~(5)のうち、特に中世以降の諸大師伝を通じて継承されてきたものを、『弘法大師御伝記』がさらに受け継いだものに違いない(先に挙げた①と右の(4)はほぼ同文でもある)。

『弘法大師御伝記』は、『太平記』などと共通して、矢が飛び交う形の、呪咀対決譚を伝えると共に、『太平記』などには見られない、空海に対する守敏の嫉妬の感情を、中世の諸大師伝から継承して記述してもいた。したがって、それらの点において、空海・守敏対立譚を採録する上記の諸文献の中にあつて同書は、空海を妬んで守敏が矢を射かけたと伝える矢取地蔵像の伝承の持つ要素を、より充分に備えた文献であるということになる。とすれば、『太平記』だけでなく、あるいはそれ以上に、『弘法大師御伝記』の記述が、矢取地蔵像の伝承の誕生に深く関わっていた可能性が考えられること

になろう（小稿末に掲げた付論は、同書がどの程度か影響力を持っていたことを示す一事例の提示でもある）。

ただし、寛文二年（一六六二）に刊行された『弘法大師御伝記』が、管見では延宝九年（一六八一）の『東寺往還』に初めて見える矢取地藏像伝承の誕生に関わったというのは、年代的に一応矛盾を来さないものの、同書のみ限定して考えるのは危険であろう。同書から伺えるところの、同書と同様に、矢が飛び交う形の、呪咀対決譚と空海に対する守敏の嫉妬の感情についての言及とを共に有する、同書の周辺にあったであろう、大師伝についての文献あるいは伝承といったものを、『太平記』などと同様、あるいはそれ以上に、矢取地藏像伝承の誕生に深く関わったものとして想定しておくべきかと思われる。

また、矢取地藏像の伝承が、矢の飛び交う形の、呪咀対決譚を基盤にして成立したものであると見られること、あるいは、『弘法大師御伝記』やその周辺の伝承がそれに関わった可能性が考えられることについては、先述の東寺宝物館所蔵『弘法大師行状曼荼羅』と法楽寺所蔵『大師行状記』に見られる「矢取地藏」の絵（後掲写真②④⑤）にも注意される。

共に「矢取地藏」の四字題名が付されているが、その絵柄は実は、必ずしも矢取地藏像の伝承に合致しているわけではない。先述通り、雲に乗った地藏が空海と守敏の中間に立って矢を手を取っているというのは、確かに、矢取地藏像の伝承のうち「矢を宙で手に取った」というBの内容と対応している。問題は、その地藏以外の部分である。矢取地藏像の伝承を描いた絵としては、空海に向かってまさに矢を射た瞬間の守敏、両者の間に立ってその矢を身に受ける地藏、といった絵柄が思い浮かぶところであろう。ところが、右の二つの絵においては、左端に描かれているらしい守敏は、矢を射る瞬間あるいは射た直後の姿勢をとったりしてはいない。右端の空海の方を見てもおらず、その反対方向、壇に向かって座し、顔だけ向けて傍らの侍僧と何やら話しているようである。一方の空海の方も、そんな守敏と互いに背を向ける形で壇に向かって座している。さらに注意されることには、空海でなく守敏の方に向かっていているらしい矢が一本描かれており（後

掲写真②参照）、その点、誠に奇妙でもある。「矢取地蔵」の絵としては、相応しいものとは言い難い。

ところが、右のような掛幅絵伝の「矢取地蔵」の絵と類似する絵柄が、矢取地蔵像の伝承の持つ要素をより充分に備える文献として注意された『弘法大師御伝記』の挿絵（小稿末付論に全面掲載）のうち、矢の飛び交う形のc呪咀対決譚を描いた巻八挿絵h（後掲写真⑥）に見られる。西寺内の守敏と東寺内の空海が互いを背にするように壇に向かって座していて、守敏の方が顔だけ向けて侍僧と話している（恐らくは、偽りであるとも知らず、空海の死について侍僧が守敏に告げている場面であろう）という点、極めて類似する。また、その巻八挿絵hは相互に呪咀し合っている場面であり、両者間の空中を飛び交う矢が幾本も描かれているが、そのうち守敏に向かってかなり接近しているらしく見える一本は、右に述べた、守敏に向かう奇妙な一本の矢と照応するようににも思われる。掛幅絵伝の『弘法大師行状曼荼羅』や『大師行状記』の「矢取地蔵」の絵は、『弘法大師御伝記』の巻八挿絵hのような、矢の飛び交う形のc呪咀対決譚を描いた絵をもとに、その中央に地蔵を描き加える形で成立したものであるに違いなからう。結果、「矢取地蔵」の絵としては相応しくないものとなったのである。

右のことは、矢取地蔵像の伝承が、矢の飛び交う形のc呪咀対決譚を基盤にして成立したものであること、あるいは、『弘法大師御伝記』やその周辺の伝承がそれに関わっていたことを、象徴的に物語る事象であり、その痕跡であると、捉えることができるだろうか。なお、『太平記』の絵入版本¹⁰には、c呪咀対決譚に関する挿絵は見られず、また、『神泉苑縁起絵巻』に描かれるcの絵は、『弘法大師御伝記』や掛幅絵伝に描かれるものとは絵柄が全く異なっている。

五

ところで、c呪咀対決譚において、空海が呪咀で応戦し、しかも死んだ振りをしてだまし討ちした、というのは、大師

と崇められる人物にとって決して相応しいものとは思われない。「はたして空海の徳を正しく伝え、法力を顕揚しているであろうか。……呪咀そのものの勝敗は決せず、空海が奸知をもって修円をあざむいたのであって、法力で勝ったのではない⁽¹⁾」という見解もあるし、高城修三「弘法大師伝説」(『京都伝説の風景』小沢書店、昭60)も「それにしても、大師が守敏の怖るべき法力を前にして一度ならず計略を用いたばかりか、法の力で呪殺してしまったというのだから、素朴な大師信仰しか持ち合せぬ人には、ちよつと受け容れがたい伝説であるかも知れない」と述べる。現代人の余計な合理的解釈という面もあるが、しかし同様のことは、矢取地藏像の伝承が誕生した頃にも考えられていたようである。

例えば、先引『太平記』cが、その末尾に「……仏壇ノ前ニ倒伏テ遂ニ無レ墓成ニケリ。『呪咀諸毒薬還著於本人』ト説給フ金言、誠ニ験有テ、不思議ナリシ効験也」と、『法華経』の一節を引用してこの場合に当てはめるのなども、空海の呪咀での応戦、だまし討ちを正当化しようとする面を持つものであるようにも受け取れるが、元禄二年(一六八九)の『弘法大師賛議補』巻下(弘法大師伝全集)の次の記述からはより明確に、そうした想いが見て取れる。

守敏法師天長元年の雨こひ大師に及ばず。大師にふかく怨心をむすび。毎々相軋り。とかく大師を調伏して。をのれひとり貴からんと謀る。大師しろしめして。護身加持し給ふにより。大師はつゝがなく還て守敏降伏せらるならん。

をよそ人を呪傷せんとするに。あたはざれば。却てみづからその殃を受。守敏もしかるものか。大師なんぞかれと同じく怨心をむすび。其勝負を決せんとあらそひたまはんや。唯法力の奇怪をいはんとして。かくのごとくに至るならし。

空海は、守敏に対して、同じように「怨心をむす」んで「あらそ」ったのでは決してなく、「護身」のための「加持」をしただけである(二重傍線部)、と主張している。そして、にもかかわらず守敏が降伏されたことについては、『太平記』の引く『法華経』の经文と同様の文言を掲げ(実線部)、それに相当するものとして説明し、最後にはまた、空海が応戦

し「勝負を決せんとあらず」(二重傍線部) ったように伝えられてもいるのは、「法力の奇怪」を言おうとしたための方便であろうとする。

このように、空海の呪咀での応戦、延いてはだまし討ちという話柄をそのままには受け入れることができず、呪咀対決譚における空海を正当化あるいは浄化しようとする志向が、矢取地蔵像の伝承が誕生した頃には、どの程度かはともかく確かにあったようである。そして、空海・守敏対立譚のうちその呪咀対決譚をより直接的な基盤として誕生しながらも、守敏の射かけた矢に対して空海自身は何ら応戦することなく、地蔵が身代わりに矢を受けることで無事済んだとする、矢取地蔵像の伝承は、そうした志向に叶うものであると言えよう⁽¹²⁾。矢取地蔵像の伝承の誕生には、先に見てきたような事情とは別に、そのうえにまた、当時少なくとも一部にはあったであろう如上の志向が、精神的背景として関わっていた面もあるかもしれない。あったとすれば、同伝承の誕生は、地蔵の靈験による、空海の正当化、浄化という趣きをも持っていたことになり、長く伝承されてきた空海・守敏対立譚の行き着いた先の一つの姿として、また一層興味深く思われる。先述通り、矢取地蔵像が祀られる地蔵堂は、東寺の管理下にあったことが窺われるのであって、そんな矢取地蔵像の伝承に、空海を正当化あるいは浄化しようとする志向が反映していたとしても何ら不思議ではなからう。

一方、守敏の方は、矢取地蔵像の伝承においても、相変わらず敵役の悪者であるのだが、それどころか、嫉妬から空海に矢を射かけるといふのは、呪咀しようとしたというのよりも直接的な行動で、その悪性が一層強烈に印象付けられるように思われる。右引『弘法大師賛議補』においても、先に見た『本朝神仙伝』が、修因(守敏)が実は降三世明王であつて、空海の「法」を「顕揚」するために敢えて「怨敵」となっていたと伝えていた(同様の伝承を記す文献は他にも見られる、例えば『南都高僧伝』など)、そんな側面は全く顧慮されず、その悪僧ぶりだけが述べ立てられている(波線部)。空海の正当化、浄化ということ志向するならば、その敵役・守敏の悪性がより強ければ強いほど、空海の正当性、清浄

性が対照的により際立って好都合であるに違いない。

ただ、承応年間（一六五二〜五五）製作の木造守敏座像¹³が、西寺跡の西北にあつて同寺の名を受け継いだ西寺（もと西方寺、京都市南区唐橋平垣町）の開山堂に安置されていて、悪僧とは正反対の印象を与えるような、丸顔の極めて柔和で優しい表情を湛えている（後掲写真⑧参照）。右に見たような矢取地藏像の伝承が誕生したと見られるのと同じ頃に、一方で、その地藏像から程近い西寺において、そんな守敏像が製作され安置されたことも、また興味深く思われる。

注

（1）矢取地藏像の伝承が、以下のうち早くF『東寺往還』に見えること、竹村俊則『京のお地藏さん』（京都新聞社、平6）に言及されており、「むかしから有名であったことが分る」と記される。G『雍州府志』に見えることも、後掲岡部『京の地藏紳士録』に言及されている。また、伝承自体は載せないが、FGと同じく黒川道祐著の『日次紀事』（新修京都叢書）七月二十四日条にも「九條矢負地藏祭」と見える。

（2）立川美彦『京都学の古典「雍州府志」』（セミナー「原典を読む」9、平凡社、平8）第三講第四節。

（3）『東寺の仏教版画』（東寺宝物館、平3）や『弘法大師行状絵巻の世界』（同上、平12）に、写真が掲載されている。『東寺の仏教版画』は「後世の伝承が加味されていて興味深い」と解説するが、矢取地藏像の伝承もその一つということになる。なお、従来知られる空海の掛幅絵伝の概要や、掛幅絵伝の中の「矢取地藏」の絵については、拙稿『弘法大師絵伝』の絵解き（『解釈と鑑賞』平成十五年六月号）においても言及している。

（4）『わたしたちの弘法大師』（読売新聞社、昭57）や小松庸祐「英訳」弘法大師絵伝（『ほとけさまの物語散歩』朱鷺書房、平7）に取り上げられ、一部の写真が掲載されたりしている。また、拙稿「弘法大師伝の絵解き―北摂比叡山感応寺の事例―」（『花園大学研究紀要』24、平4）にて若干の検討を加えてもいる。東寺宝物館所蔵『弘法大師行状曼荼羅』との違いは、

その第四幅左下の記事が法楽寺所蔵本にないことや、それと違って法楽寺本では着色されていることなどのほかは、概ね次の通り。東寺宝物館本が百二十二齣から成っているのに対して、法楽寺本は百二十三齣から成り、前者にはない「西照救厄」の絵が、後者の第二幅に存する。東寺宝物館本の第三幅の「二人弟子」に相当する箇所が、法楽寺本では「高越留錫」になっており、絵柄も異なる。その他には、細部の表現の違いなどはあっても、絵柄の大きな相違は見られない。また、絵柄は一致するものの四字題名の異なる場合が、散見される。「互御影写」（東寺宝物館本）「八幡約諾」（法楽寺本）といった違いから、「秘具相伝」（東寺宝物館本）「道具相伝」（法楽寺本）というような細かな違いまで、様々である。

(5) 注3 『東寺の仏教版画』に写真が掲載される明治三十二年銅版刷『弘法大師御影』や、『弘法大師信仰展』（川崎市民ミュージアム、平8）に写真が掲載される神奈川県立金沢文庫所蔵『弘法大師行状図』は、中央の大師御影の周囲に大師絵伝を配する同趣のもので、同様のものは他にも少なからず存するようであるが、それらには、「矢取地蔵」は描かれていないらしい。

(6) 本話についての従来の検討として、守山聖眞『文化史上より見たる弘法大師伝』第十一章第十一節・第十四章第五節（昭8）や佐々木令信「空海神泉苑請雨祈禱説について——東密復興の一視点——」（『仏教史研究』17—2、昭50）、末武恭子「今昔巻十四『弘法大師挑修円僧都第四十』の検討」（『仏教文学』3、昭54）、藪元晶「空海請雨伝承の成立と展開」（『雨乞儀礼の成立と展開』岩田書院、平15）、田中正人『太平記』と八幡について一、二—巻一一「恠鳥夜来事付神泉苑事」を中心に——（『軍記物語の窓』第一集、和泉書院、平9）などあり、以下の検討に当たっても種々参照している。

(7) 神呪寺や如意尼については、『西宮市史』第一巻（昭34）第七章の「神呪寺の開基縁起伝説とその他の古寺」や武藤誠「西宮地方の仏教文化——神呪寺と浄橋寺を中心として——」（西宮市立郷土資料館紀要『西宮の歴史と文化』昭60）、河手雅子「如意輪観音の研究——如意尼と日下部氏——」（『御影史学論集』18、平5）、参照。

(8) 眞鍋廣濟『地蔵菩薩の研究』（三密堂書店、昭35）27頁。また、言及した各事例について、宮次男「矢取地蔵縁起について」（『美術研究』二九八、昭50）や赤田光男「箭取地蔵縁起の成立と祖先祭祀の展開」（柴田實先生古稀記念会『日本文化史論叢』昭51）、首藤善樹「勝軍地蔵信仰の成立と展開」（『龍谷大学大学院紀要』1、昭54）参照。なお、金台寺の矢取地蔵像は、

錫杖の代わりに矢を持っている（宮論文等参照）。また、足利義満らは、東寺の実相寺で勝軍地藏法を勤修しており（首藤論文参照）、『延命地藏菩薩経直談鈔』巻151は、身代わりに矢を受け「矢負地藏」とも称されたという「洛五條下寺町極楽寺手挽地藏」の話載せる。

(9) 『太平記』の他の諸伝本においても、この場合特に問題となるような異文は見られない。

(10) 直接見たのは、大阪府立中之島図書館所蔵刊年不明（江戸初期頃）の絵入版本。

(11) 注6末武論文。

(12) 前掲高城著書も、先引部に続けて「それを庶民にも納得できるかたちにしたのが、矢取地藏の伝説である」と述べている。

(13) 『京都の肖像彫刻』（京都府文化財保護基金、昭53）に、「像内に真言を書いたものや五色の糸に包まれた玉砂などが納められ、そのうちの一つに承応の年記があり、制作年代と思われる」と説かれている。例えば『都名所図会』巻四（新修京都叢書）に「守敏の像梅小路西方寺にあり」。

付記 小稿は、平成十三年度の国内研修（於大谷大学）期間中における検討、平成十四年度短期大学部二回生演習「京の伝説をさかのぼる」の中での検討、さらにその後の検討、それらを繋ぎ合わせて成った、粗雑なメモである。関係の諸機関及び諸氏に対し深謝申し上げますと共に、諸賢の御批正をお願いする次第でございます。なお、矢取地藏保存会の村上弥一郎氏あるいは吉原慶一郎氏、東寺宝物館の主任山田忍良師と学芸員新見康子氏、法楽寺の御住職小松庸裕師と同寺内小坂奇石記念館の学芸員砂田円氏、さらに西寺の御住職には、特にお世話になり、格別の御配慮・御厚情を賜りました。記して、心より御例申し上げます。後掲写真②⑤も法楽寺より提供頂いたものであり、同④も東寺宝物館発行の注3『弘法大師行状絵巻の世界』より御許可賜って転載させて頂いたものです。

本文引用に際しては、通行字体に改めるなど種々変更を加えた場合がある。

ある矢取地蔵をめぐる覚書

〔翻刻〕K『矢負地蔵復旧ニ付上願并地蔵由来記』

矢負地蔵復旧ニ付上願并地蔵由来記

葛野郡唐橋村

吉原甚右衛門

寺院復旧之儀ニ付上願

京都府下山城国葛野郡唐橋村

第七十四番戸 地蔵堂

右地蔵堂ハ教王護国寺塔頭地蔵寺ト公称致来候処明治十二年十一月無壇無祿之廉ヲ以テ

廃止相成候得共信者追々増加スルニ従ヒ這回

協議之上明治十一年九月 内務省九十四号

之公布ニ基キ唐橋村中持之宅地式十四歩這回

更ニ献地致シ此地所ヲ以テ現境内ト相定メ其外

信者ヨリ年々金四十八円宛寄附仕之レヲ積聚シ

「 1才

テ永続財産ニ供シ朱線内ニ存在セル堂宇其儘

相ヒ用更ニ当府下九條町教王護国寺ヲ本寺ト定

メ地蔵寺ト公称仕度候右願意御許可相成候上ハ

尚一層寺門之体裁ハ勿論右定額ニテ不足相生

シ候節ハ本寺并ニ信徒之者協議ヲ遂ケ毫モ

差間無之様給助仕必ス永久破壊ニ不至様注意

可仕候間何卒特別之御詮議ヲ以テ願意御聞届

被成下度則別紙維持方法書并ニ目今建物之

図面相添信徒連署ヲ以テ只管上願仕候也

葛野郡唐橋村六十壺番戸

明治十八年三月卅日 發起主 吉原 熊治郎

同郡同村 六十五番戸

發起主 木村甚左衛門

同郡八條村百二十五番戸

發起主 長谷川利兵衛

「 2才

同郡同村 百二十式番戸

發起主 柏瀬 庄兵衛

同郡唐橋村七十番戸

信徒惣代 中村 松治郎

同郡同村七十式番戸

右信徒ヨリ年々寄附金八朱ノ利子ヲ

以テ預ケ營繕其他月々ノ諸費一切ニ充ツ

信徒惣代 村上 彌三郎

一積立金貳百円

同郡八條村百三十四番戸

右利子壹ケ年八朱ノ利子拾九円貳十銭

信徒惣代 林 岩松

有之前同様營繕其他費用ニ供ス

同郡同村百二十三番戸

「2ウ

一信徒七十人

信徒惣代 中井 彌兵治

以上

一本尊地藏菩薩

旧石仏

京都府知事北垣国道殿

「3才

一由緒 不詳

一本堂 貳十坪

「3ウ

一境内 貳十四坪

維持方法書

一京都府迄三十町

一宅地貳十四歩

「5才

右地券面高金五円二十五銭

地租金十三銭壹厘

「5ウ

右地所是迄唐橋村中之持ニ有之候処

矢負地藏由来記

這回更ニ地藏堂江献地仕候

一古言曰ク人王五十二代淳和天皇天長元^申年^辰

一金三百円

ノ春大ニ旱シテ農民耕作ノ用水ヲ失ヒケリ是

ある矢取地藏をめぐる覚書

ニ由テ弘法大師ニ勅命シテ零アルベキニ守敏奏

シテ言ク我世寿法臘共ニ空海ニ過タリ先詔リヲ

承ハリ零ノ法ヲ修セントアレバ天子守敏ニ勅アリ

故ニ守敏一七日ヲ限トシテ法ヲ修スルニ七日ノ中ニ

少雨ヲ灌トイヘトモ更ニ外土ニ及ズ又空海ニ勅アレ

バ大師モ一七日ヲ期トシテ祈玉フトイヘトモ曾テ雨降」 6才

ズ大師驚キ定ニ入テ明カニ三千世界ヲ見玉フニ

内海外海ノ諸龍ヲ守敏コトクク駈取テ瓶中ニ納メ

置故ニ雨ヲ降スベキ竜神ナシ爰ニ北天竺ノサカイ

無熱池ニアル善女龍王バカリ守敏ヨリ上位ノ菩薩

ニテ彼請ニ応ゼズ即チ出定此由ヲ奏聞セラレケレバ

尤トモ勸請スベシト勅定アリシカバ二日ヲ申延テ彼

ノ龍ヲ招請アリ時ニ善女龍王小身ヲ現ジ八寸ノ

金龍ト化シ九尺ノ龍ノ頂キニ乗テ親リ此池ニ来リ

玉ヘリ即チ公家ヨリ和氣ノ真綱ヲ以テ種種ノ供物」 6ウ

ヲ捧ラル其トキ須臾ニ密雲四方ニ起テ油然トシテ

雨ヲ降スコト三日三夜国土普ク潤ヒ万民悉ク

喜ベリ是ニ由テ守敏甚夕弘法大師ヲ妬或トキ大

師ノ出行アリシヲ竊ニ瞰ヒ失ヲ以テ是ヲ射ルトキニ

地蔵其間ニ出現ナサレ弘法二代テ其ノ矢ヲ負フ

今ニ地蔵ノ石像ニ癩痕アリ故ニ矢負ノ地蔵ト

云此地蔵ハ東寺西南ノ隅山崎道ノ傍ラニ

アリト云雍州志五
卷ニ見エタリ

矢負地蔵由来記終

明治十八年四月一日

地蔵経第七卷内直写之

吉原氏

」 7ウ

※1才と2才と3才の「京都府知事北垣国道殿」は、『史

料京都の歴史』第13卷（平凡社、平4）に翻刻されて

いる。末尾の「地蔵経第七卷」は、本文中に取り上げ

たJ『延命地蔵菩薩経直談鈔』卷七を指すに違いない。

吉原慶一郎氏蔵本。

写真① 石造矢取地蔵坐像

※右手に錫杖と共に矢を二本持っている。以前は、白い矢羽も付いていたという（村上弥一郎氏談）。



ある矢取地蔵をめぐる覚書

写真② 法楽寺蔵『大師行状記』のうち「矢取地蔵」(写真⑤)の一部

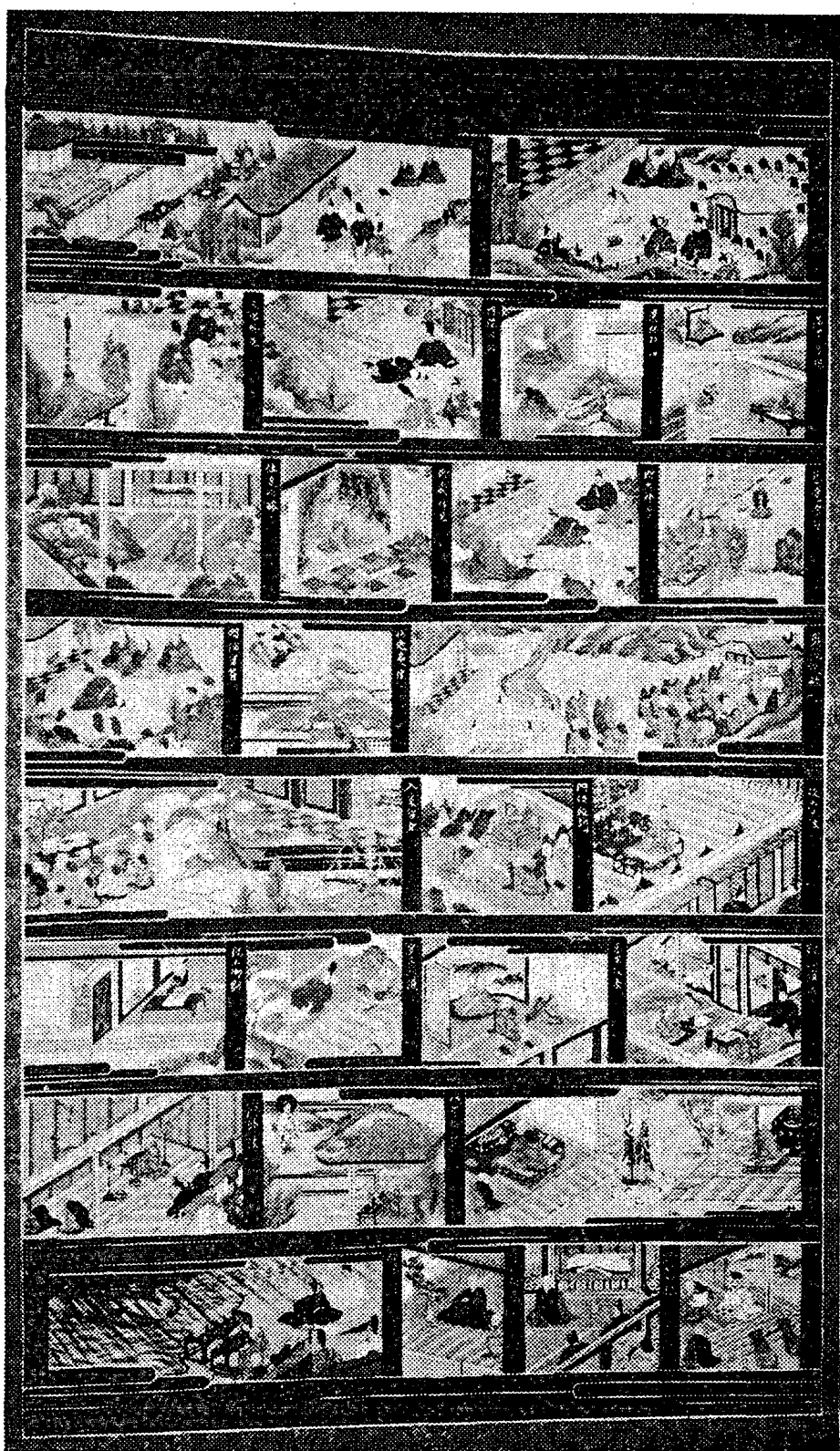
※雲に乗った地蔵が、水平にした逆向きの矢を二本、胴前の左手に持っている。また、左端には守敏の方に向かうらしい矢が一本見える。



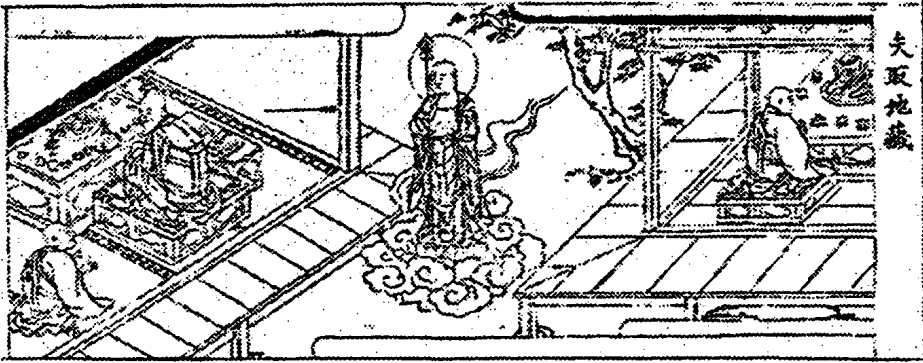
ある矢取地蔵をめぐる覚書

写真③ 法楽寺蔵『大師行状記』全四幅のうち第四幅

※第二段第五齣（下から二段目右端）が、右端に金字で「矢取地蔵」と記して、矢取地蔵の伝承を描く（↓写真⑤）。第一段（最下段）は右から、「稻荷勅約」「守敏加持」「守敏封龍」「神泉祈雨」。



写真④東寺宝物館蔵『弘法大師行
状曼荼羅』のうち「矢取地蔵」

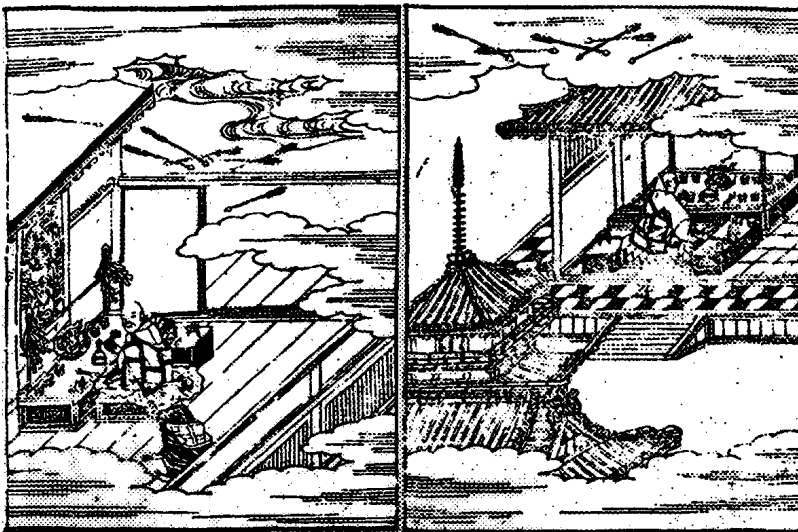


写真⑤法楽寺蔵『大師行状記』の
うち「矢取地蔵」 写真③の一部



ある矢取地蔵をめぐる覚書

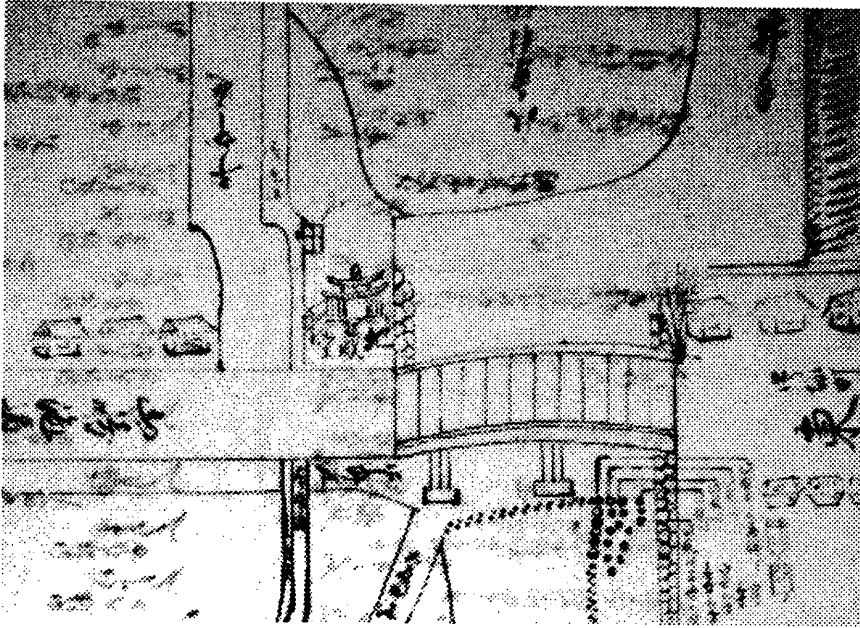
写真⑥『弘法大師御伝記』巻八挿絵h
※飛び交う矢のうちの一本は、
左端の守敏に向かってかなり
接近しているように見える。



写真⑦ 吉原慶一郎氏蔵享保四年文書裏面絵図

〈部分〉

※石橋の左上方に「地藏堂」が描かれている。石橋は今はない。本文中に挙げたIに「石橋の所」。



写真⑧ 西寺蔵木造守敏座像

※承応年間の製作と考えられる。西寺跡の西北方の西寺の開山堂に安置される。四月十五日のみ一般公開。西寺は、浄土宗西山禅林寺派、門外に「西寺旧跡」という石碑が建てられている。



付『弘法大師御伝記』の挿絵と北摂感応寺所蔵「弘法大師絵伝」

北摂の比叡山感応寺（三田市小柿）の所蔵する掛幅絵伝「弘法大師絵伝」八幅（市文化財）が、基本的に、右小稿の中心で取り上げた『弘法大師御伝記』に準拠し、その挿絵に基づいて描かれたものに違いがないこと、拙稿 a 『弘法大師絵伝』の絵解き（『解釈と鑑賞』平成十五年六月号）に述べたが、紙幅の制限あって、全ての絵について両者対照することは到底叶わなかった。そこで、そのことを、本誌紙面を使用させて頂いて、以下に実現したく思う。また、右拙稿は、一部単純なミスを犯していることが判明したので、合わせてその修正も行いたい。

依拠する『弘法大師御伝記』は、架蔵本で、十巻五冊。天明三年（一七八三）の再校本である。刊記に、まず「寛文二壬寅歳初春出来／天明三癸卯歳初夏再校」、「書林」として「大坂心齋橋安堂寺町／大野木市兵衛／同心齋橋北詰町／上田卯兵衛／同心齋橋南久太郎町／柳原喜兵衛」。右拙稿には、「挿絵が、巻一から順に各巻、十五面、十三面、十二面、九面、十一面、十三面、十二面、九面、八面、十三面と、計百十五面存する」と記したが、傍線部はそれぞれ「十六面」「十四面」「百十七面」の誤りであつて、ここに訂正する。なお、半丁分の挿絵も、見開き一丁分の挿絵も、さらには一丁半に及ぶ場合も、一つの絵と認められれば同じく一面として数えている。また、それら挿絵には、巻毎に前から順に、a b c ……と記号を付した（巻一 a は、巻一の最初の挿絵 a）。『弘法大師御伝記』は、『弘法大師伝全集』第十（ピタカ、昭 52 復刻）に翻刻されているが、挿絵は掲載されず、その所在箇所「絵」と記される（不正確な面あり）のみである。

感応寺所蔵「弘法大師絵伝」八幅については、台本が伝来するなど絵解きされていたことが確実な事例として、拙稿 b 「弘法大師伝の絵解き―北摂比叡山感応寺の事例―」（『花園大学研究紀要』24、平 4）に取り上げ、検討を加えている。

絵師の選定、勧進等による集金活動、本山である大覚寺への報告、絵伝開眼供養の様子などを克明に記録して興味深

い『行状鏡』（市文化財）も伝来し、それによるに、絵師武田春祥によって文政七年（一八二四）に描き終えられたものである。基本的に、各幅とも上下五段に分割され、さらにその各段が数分割されていて、結果、第I幅から順に、十五齣、十六齣、十七齣、十二齣、十四齣、十四齣、十三齣と、計百十五齣に区画されている。各幅とも、最下段・第五段の右から左へ、次に一つ上の第四幅に移り今度は左から右へ、と蛇行的に画面が進行する。今、各幅毎に、その進行順に各齣に(1)(2)(3)……と番号を付した（I(1)は、第I幅第(1)齣）。

以下に、まず、『弘法大師御伝記』の全挿絵を掲げる（39～65頁）。見開きで一つの絵の場合は、両者近接させて掲げる。巻九hと巻十mは各々、一丁半分に及んでいるので、半丁分（一丁分）と一丁分（半丁分）に分割して掲げ、巻九h'、巻十m'とした。各挿絵の右側には、上から順に、挿絵所在巻数・挿絵記号・挿絵所在丁数・『弘法大師伝全集』該当場所（同書の大体どの部分に位置すべき絵であるか）を、「巻一 a 2ウ・3オ（p 32上）」などと示した。そして、左側下には、同挿絵と対応する、感応寺所蔵「弘法大師絵伝」中の絵の幅・齣の番号を示した。両者間で構図が左右逆転しているらしい場合は、番号をゴチック体で掲げ、絵の内容（主題）は共通するものの、構図や絵柄が大きく異なる場合は、番号の上に※印を付した。対応する絵が見られない場合は、「無」と記した。

次には、感応寺所蔵「弘法大師絵伝」のうち、一例として第VII幅全体の写真を掲げた（66頁）。三田市教育委員会編『三田の文化財』（平2）には、その前後、第VI幅と第VIII幅の写真が掲載されている。

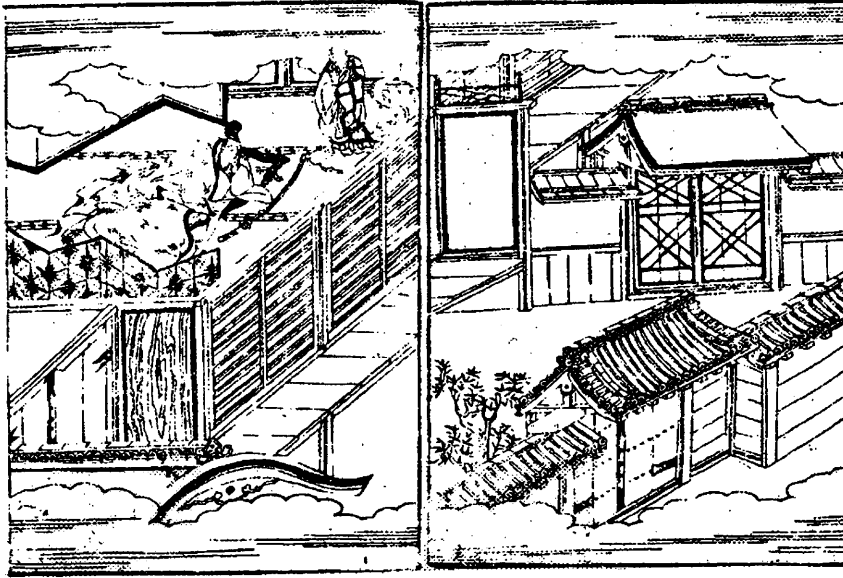
次いで、不鮮明なものだが、感応寺所蔵「弘法大師絵伝」全八幅の写真を、各幅とも、段ごとに分けて掲げた（67～74頁）。そして、各齣の上に番号を付した。各齣の絵相・主題については、拙稿b参照。

最後に、『弘法大師御伝記』の挿絵と感応寺所蔵「弘法大師絵伝」との対応表を掲げた（75頁）。拙稿aに掲載したものに修正を加えたものである。

『弘法大師御伝記』挿絵

卷一 a 2ウ・3才

(P 32上)



I (1)

ある矢取地蔵をめぐる覚書

卷一 b 4才

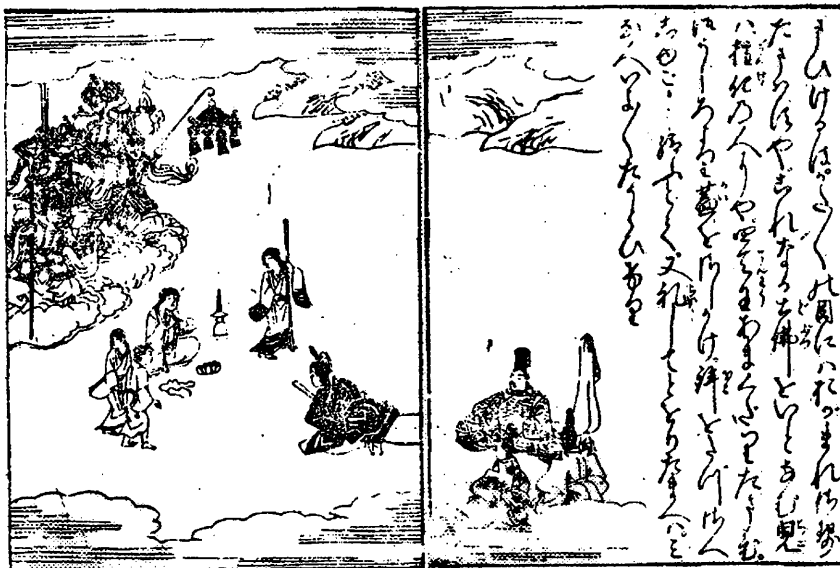
(P 32下)



I (2)

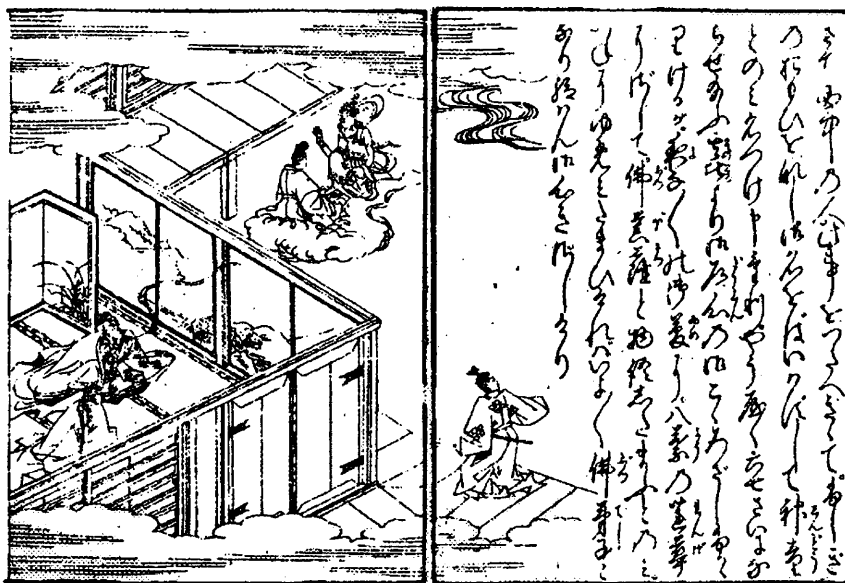
卷一 c 5ウ・6才

(P 33下)



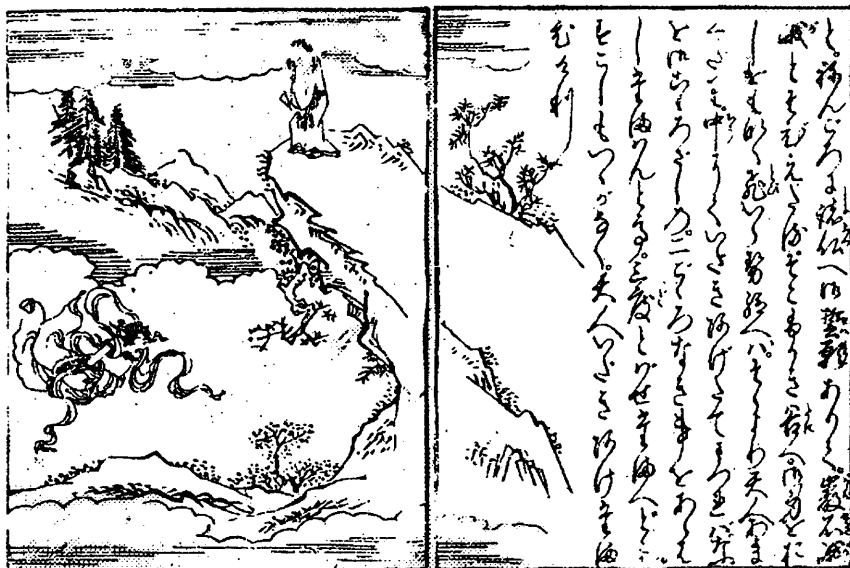
I (3)

卷一 d 6ウ・7才 (P 34上)



I (4)

卷一 e 8ウ・9才 (P 34下)



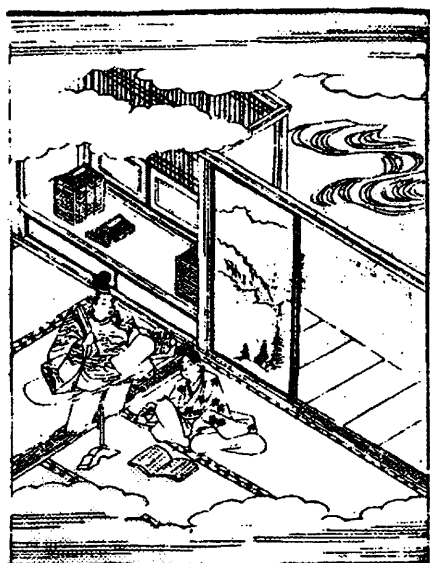
I (5)

卷一 f 11才 (P 36上)



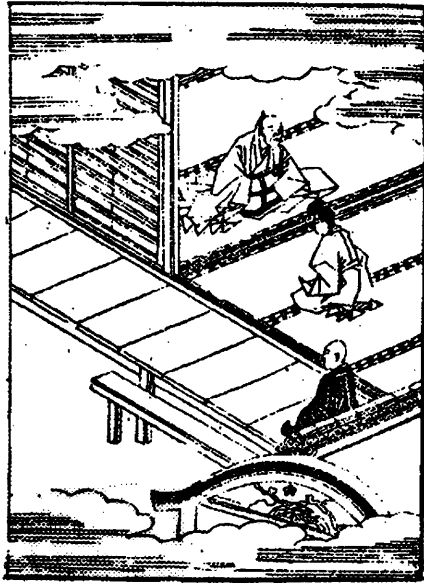
I (6)

卷一 g 12才 (P 36上)



I (7)

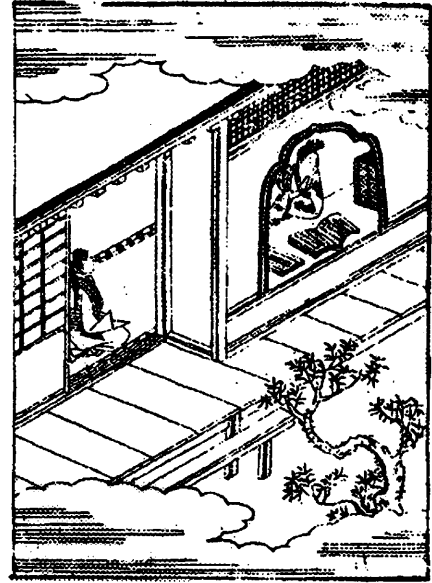
ある矢取地蔵をめぐる覚書



I (9)

卷一 i 14才

(P 37上)



I (8)

卷一 h 13才

(P 36下)



I (11)

卷一 k 15ウ

(P 37上)



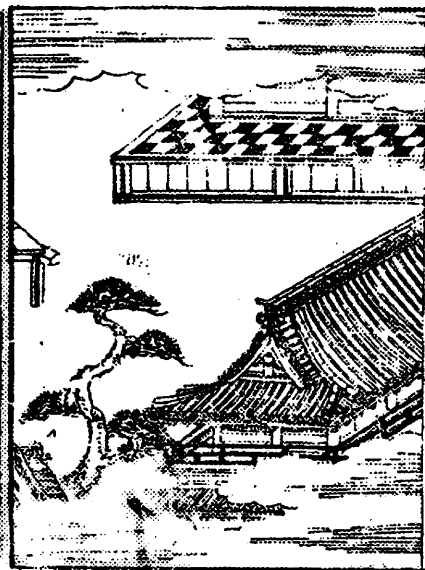
無

卷一 j 15才

(P 37上)



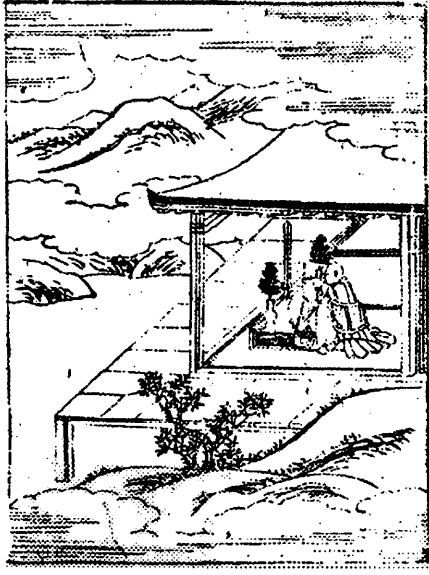
無



卷一 l 16ウ・17才

(P 37下)

卷一 m 18 才



(P 38 上)

I (13)

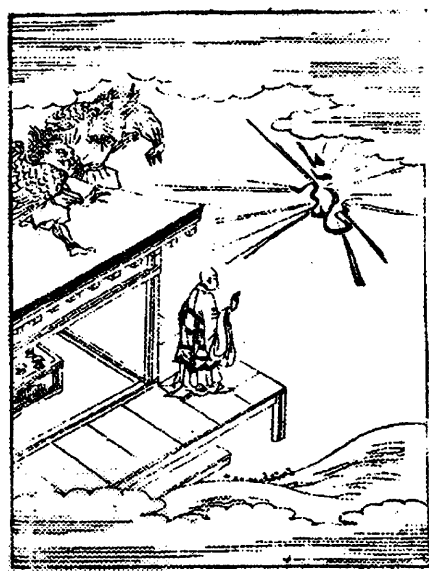
卷一 n 20 ウ・21 才



(P 39 上)

I (14)

卷一 o 24 ウ



(P 41 上)

I (15)

ある矢取地蔵をめぐる覚書

II (1)



卷一 P 26ウ・27才

(P 42上)

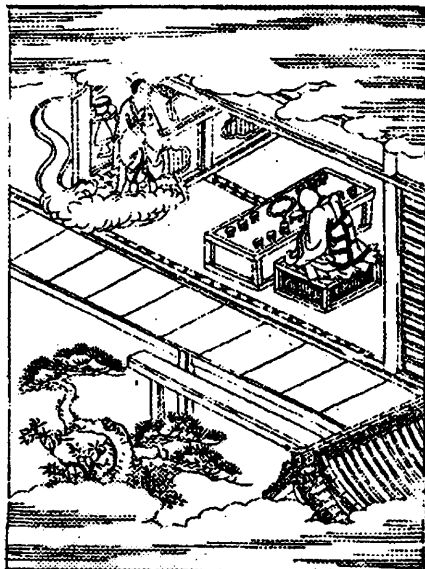
II (3)



卷一 b 3ウ

(P 45上)

II (2)



卷二 a 2才

(P 44上)

II (5)

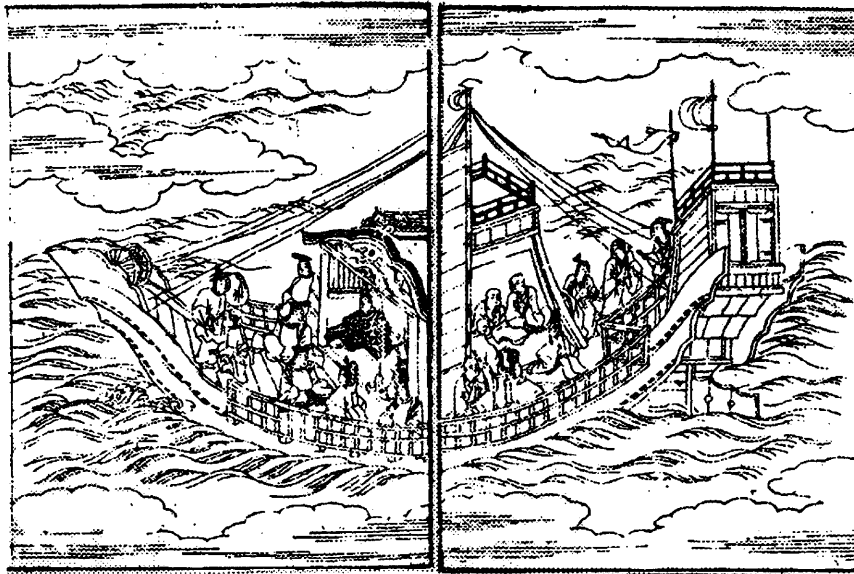


卷一 c 4ウ・5才

(P 45下)

卷二 d 6ウ・7オ

(P 46上)



II (6)

卷二 e 7ウ

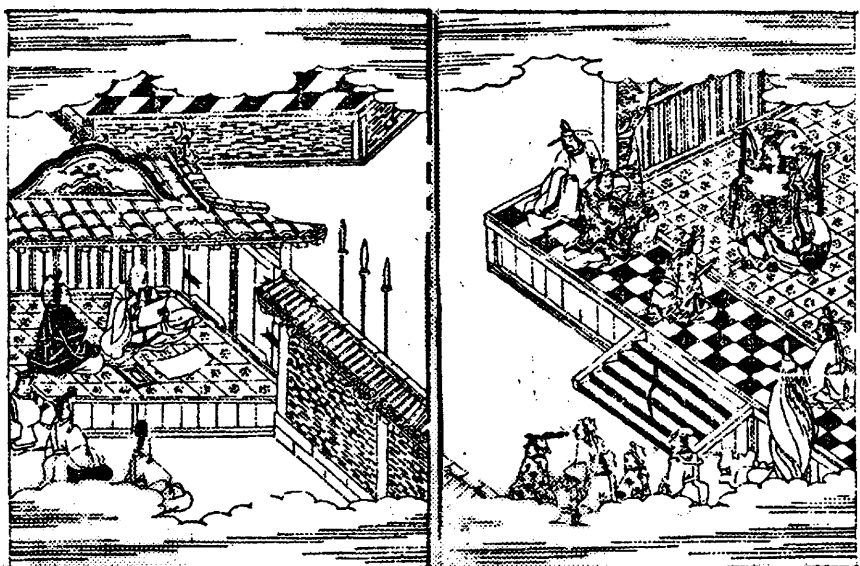
(P 46上)



II (7)

卷二 f 9ウ・10オ

(P 47上)



II (8)



II (9)

卷二 g 11才

(P 47下)



II (10)

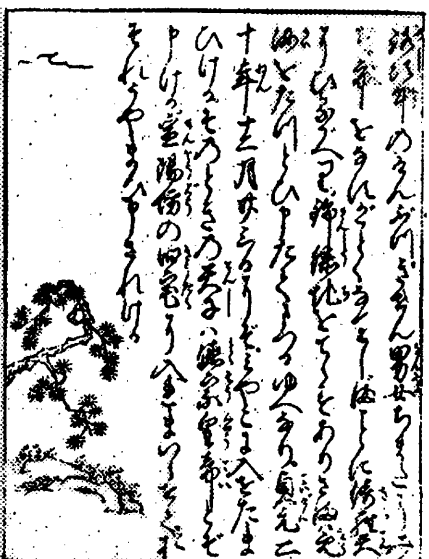


卷二 h 12ウ・13才

(P 48上)



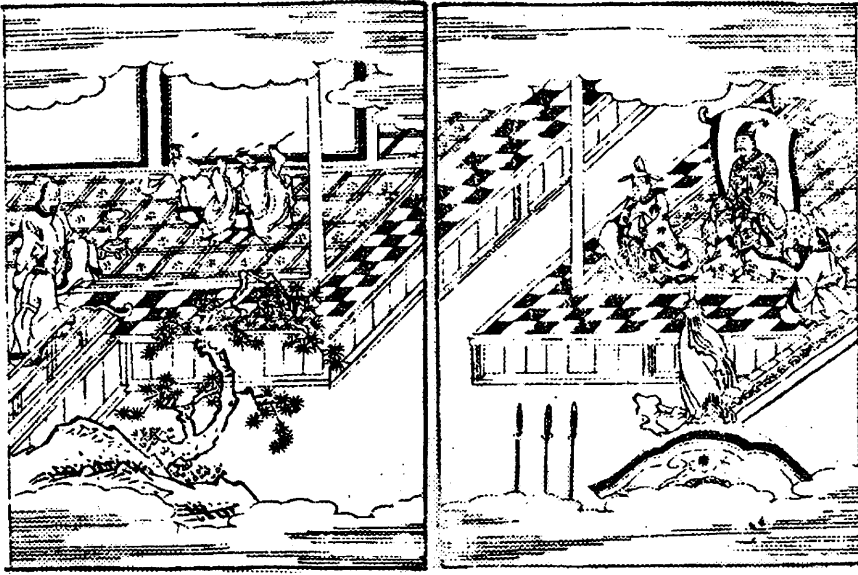
II (11)



卷二 i 13ウ・14才

(P 48上)

卷二 j 15ウ・16才 (P 49上)



II (12)

卷二 k 18ウ・19才 (P 50下)



II (13)

卷二 l 20ウ・21才 (P 51下)



II (14)

ある矢取地蔵をめぐる覚書

II
(16)



卷一 n
23ウ

(P 52下)



II
(15)

卷一 m
22才

(P 51下)



III
(1)

卷三 a
2才

(P 54上)



無

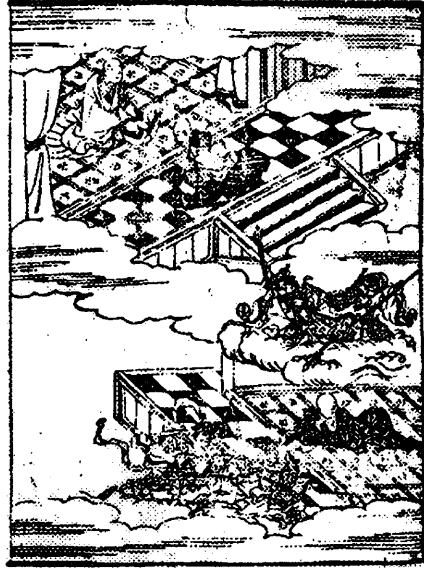


卷三 b
3ウ・4才

(P 55上)

卷三 c 6才

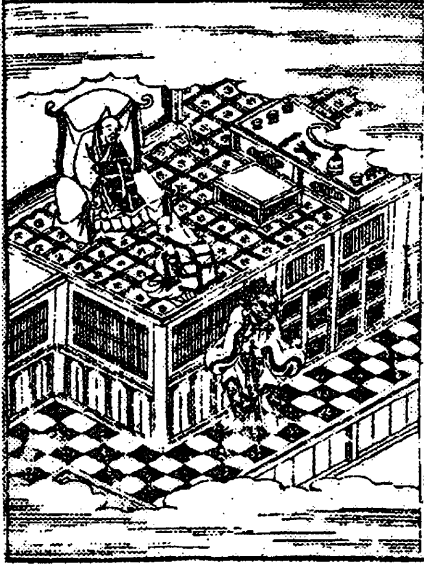
(P 56上)



III (3)

卷三 d 7ウ

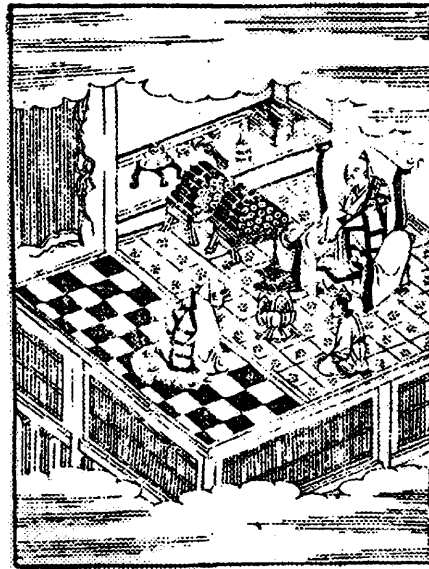
(P 56下)



III (4)

卷三 e 9ウ

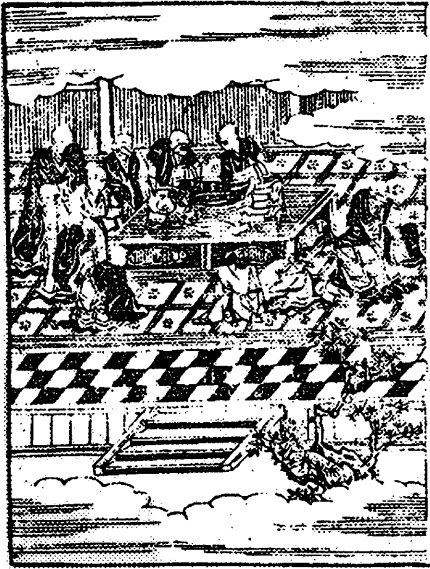
(P 57下)



III (5)

卷三 f 11ウ

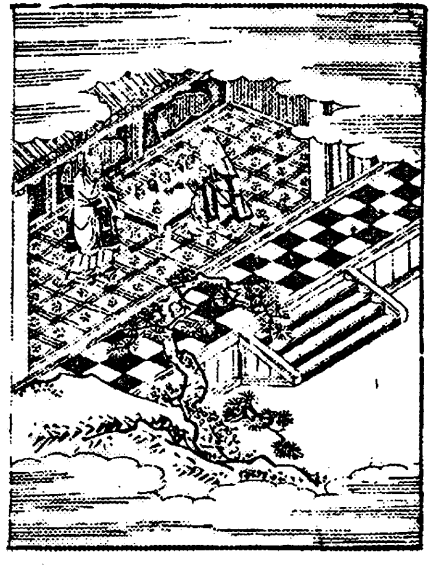
(P 58下)



III (6)

卷三 g 13才

(P 59上)



III (7)

卷三 h 15才

(P 60下)



III (8)



Ⅲ
(9)

卷三 i

17ウ

(P 61下)



Ⅲ
(10)



卷三 j

19ウ・20オ

(P 63上)



Ⅲ
(11)



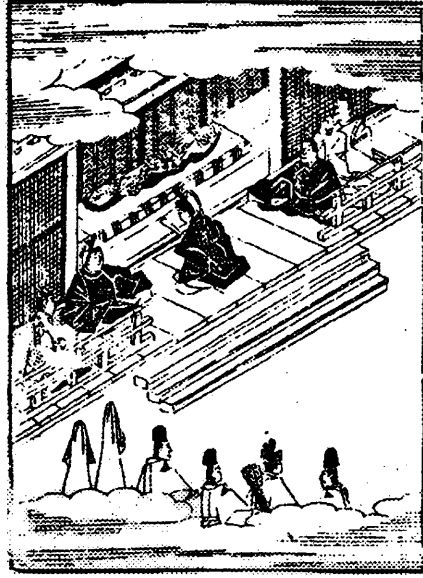
卷三 k

20ウ・21オ

(P 63上)

卷三 1 22ウ

(P 63 下)



無

卷四 a 2ウ・3オ

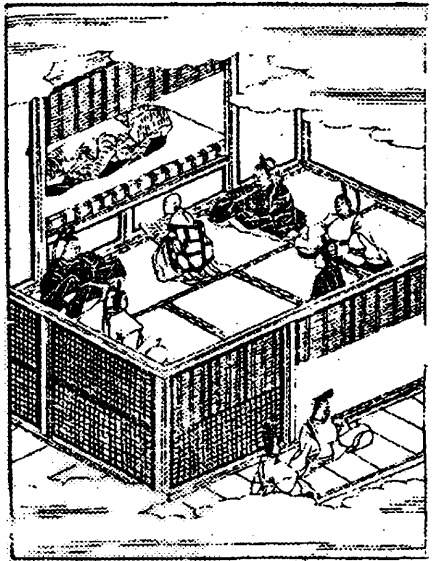
(P 65 上)



Ⅲ (12)

卷四 b 4ウ

(P 66 上)



Ⅲ (13)

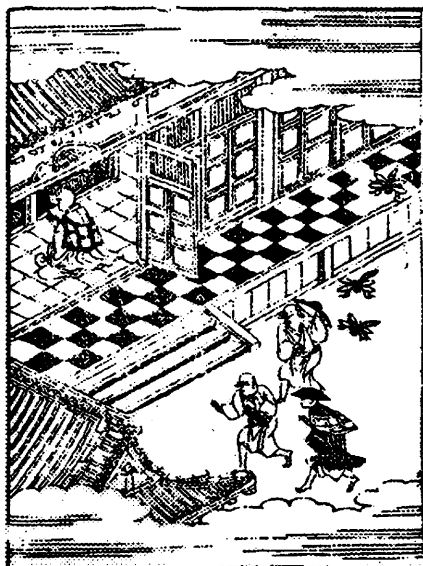
ある矢取地蔵をめぐる覚書

III
(14)



卷四 c 5ウ・6才 (P 66下)

III
(16)



卷四 e 9ウ

(P 68下)

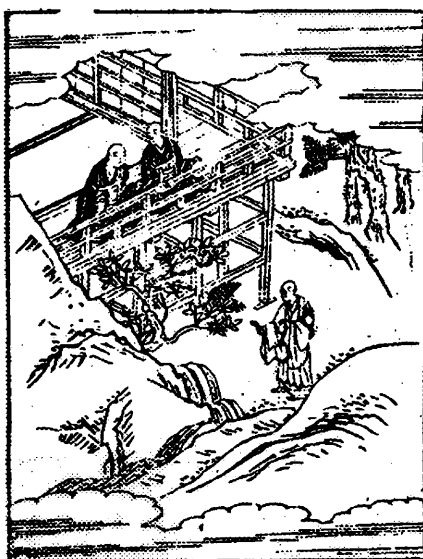
III
(15)



卷四 d 8才

(P 67下)

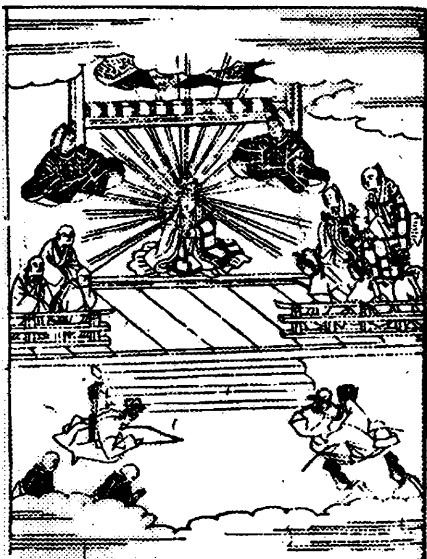
IV
(1)



卷四 g 13ウ

(P 70下)

III
(17)



卷四 f 12才

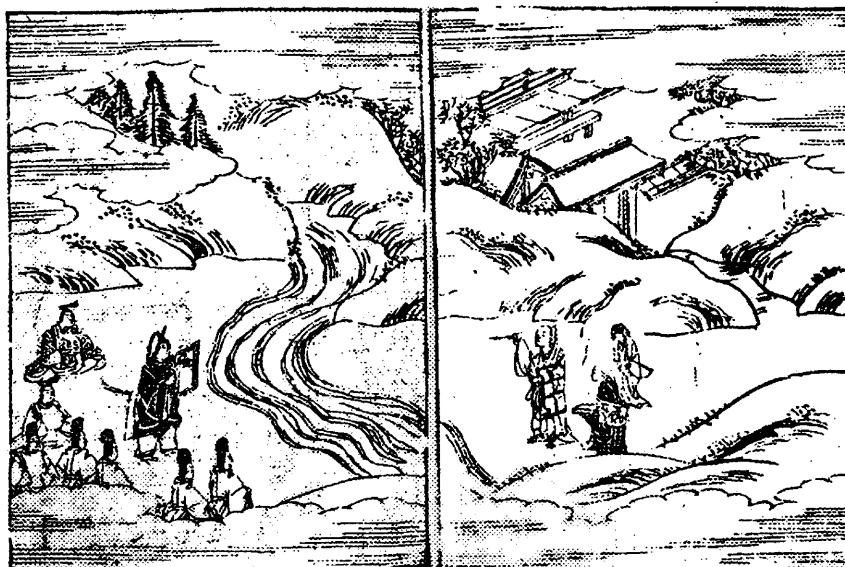
(P 70上)

卷四 h 15ウ・16才 (P 71下)



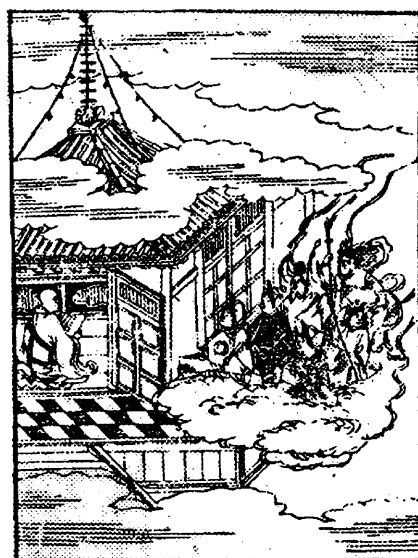
IV (3)

卷四 i 18ウ・19才 (P 72下)



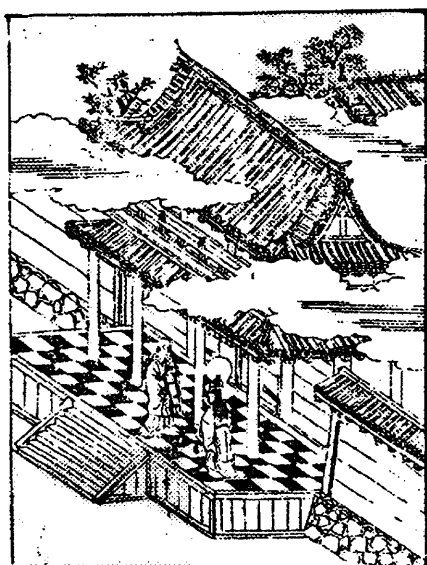
IV (2)

卷五 a 2才 (P 73下)



IV (4)

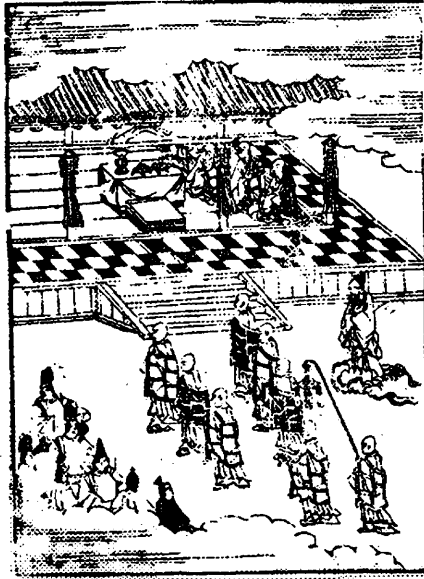
卷五 b 3才 (P 74上)



IV (5)

ある矢取地蔵をめぐる覚書

IV
(7)



卷五 d
6ウ

(P 75
下)



IV
(6)

卷五 c
5ウ

(P 75
上)

IV
(8)



卷五 f
9オ

(P 76
下)

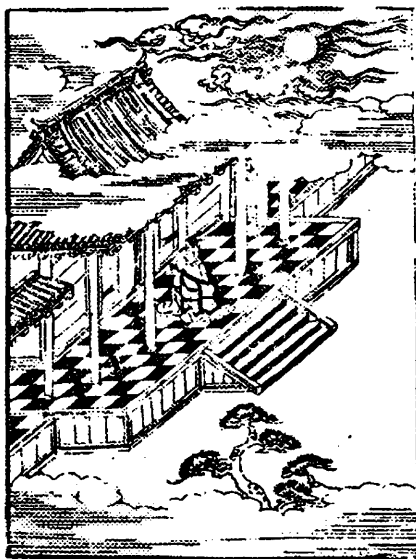
無



卷五 e
8オ

(P 76
上)

IV
(10)



卷五 h
11ウ

(P 77
下)

IV
(9)



卷五 g
10オ

(P 77
上)



IV
(12)

卷五 j
14 才

(P 78 下)



IV
(11)

卷五 i
13 才

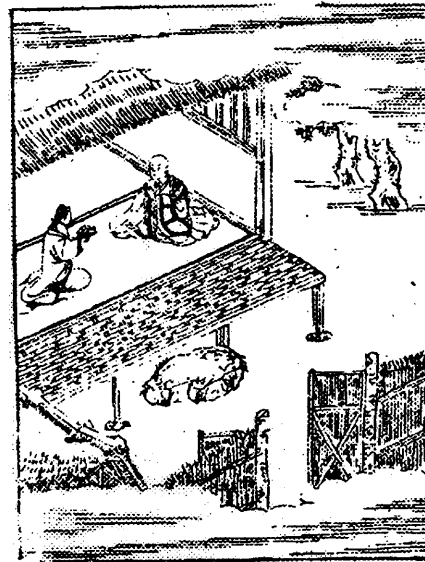
(P 78 上)



V
(2)

卷六 a
2 才

(P 80 下)



V
(1)

卷五 k
15 才

(P 79 上)



V
(4)

卷六 c
4 才

(P 81 下)

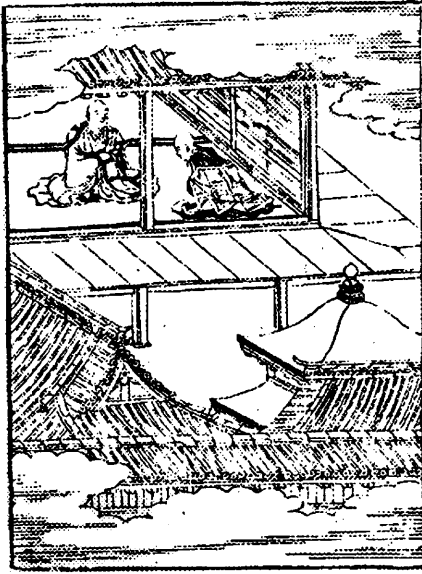


V
(3)

卷六 b
3 才

(P 81 上)

ある矢取地蔵をめぐる覚書



V (6)

卷六 e 7ウ

(P 83上)



V (5)

卷六 d 6才

(P 82上)



V (8)

卷六 g 9ウ

(P 83下)



V (7)

卷六 f 8ウ

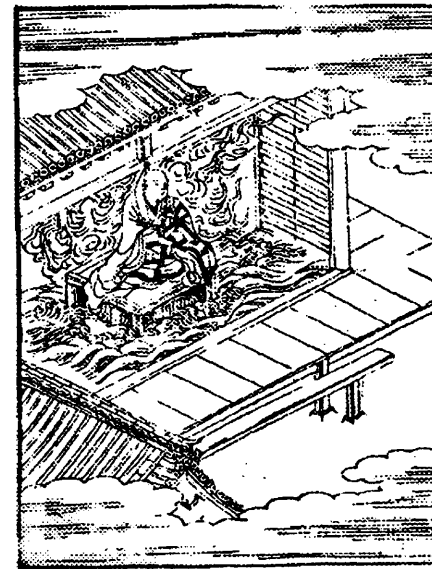
(P 83下)



V (10)

卷六 i 12才

(P 85上)



V (9)

卷六 h 10ウ

(P 84上)



卷六 k 14才

(P 85下)

V (12)



卷六 j 13才

(P 85上)

V (11)



V (13)



卷六 l 15ウ・16才

(P 86上)



卷七 a 1ウ

(P 88上)

VI (1)



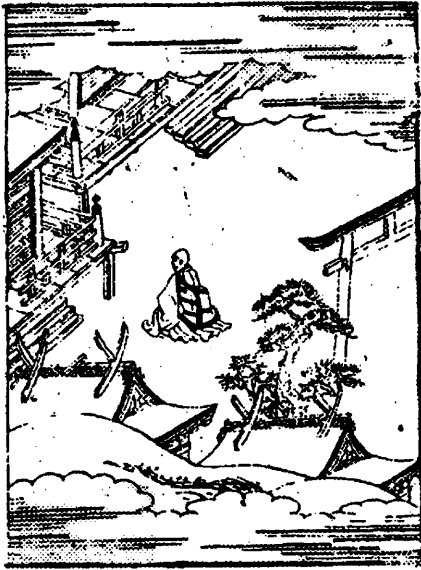
卷六 m 17ウ

(P 87上)

V (14)

ある矢取地蔵をめぐる覚書

VI
(2)



卷七c 5才

(P 89
下)

無



卷七b 2ウ

(P 88
下)



VI
(4)

卷七d 6ウ

(P 90
下)



VI
(5)



卷七e 8ウ・9才

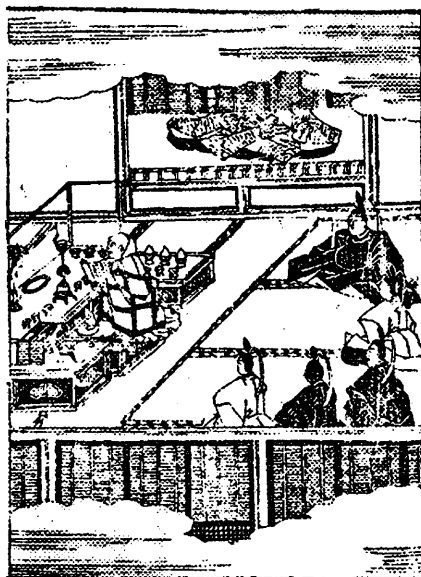
(P 91
下)



VI (7)

卷七 g 12ウ

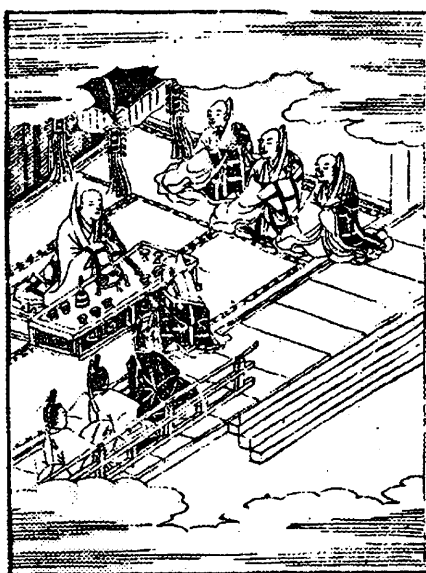
(P 93 上)



VI (6)

卷七 f 11オ

(P 92 下)



VI (9)

卷七 i 15ウ

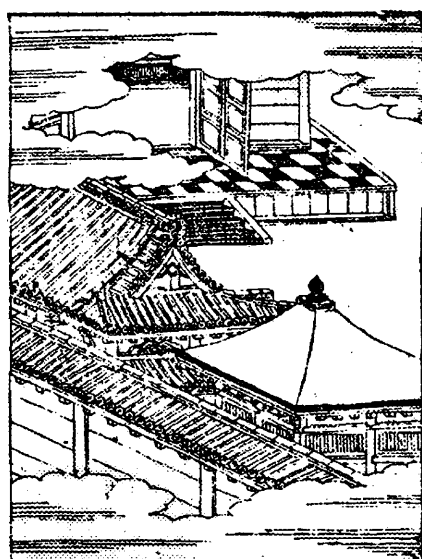
(P 94 上)



VI (8)

卷七 h 14オ

(P 93 下)



VI (10)



卷七 j 17ウ・18オ

(P 95 上)

ある矢取地蔵をめぐる覚書

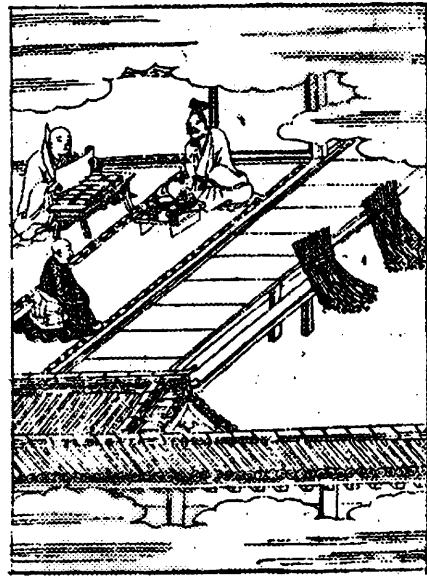
VI
(12)



卷七
1
21ウ

(P
96
下)

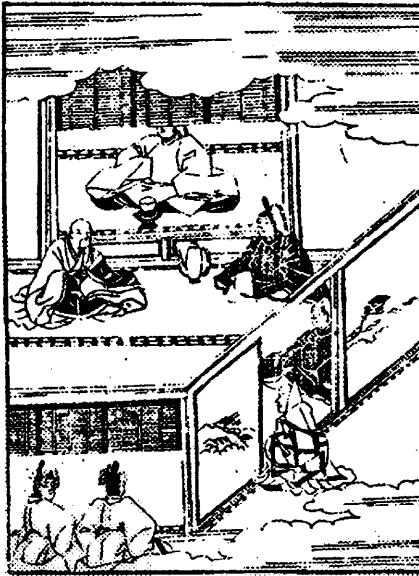
VI
(11)



卷七
k
20オ

(P
96
上)

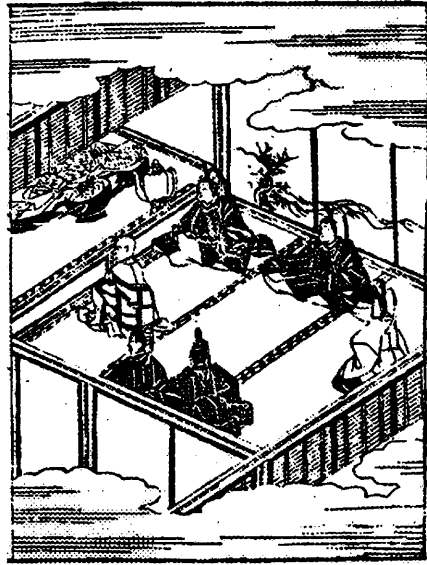
VI
(14)



卷八
b
6ウ

(P
100
上)

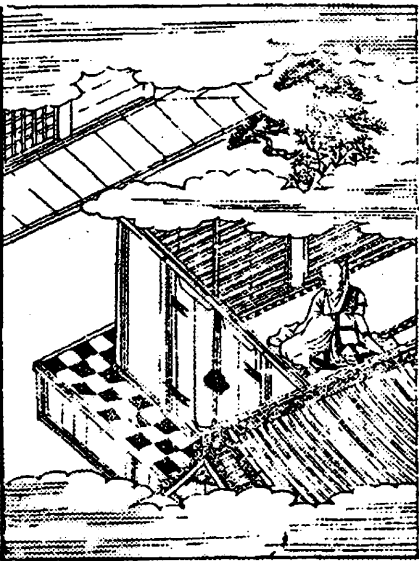
VI
(13)



卷八
a
3オ

(P
98
上)

VII
(2)



卷八
d
9ウ

(P
101
下)

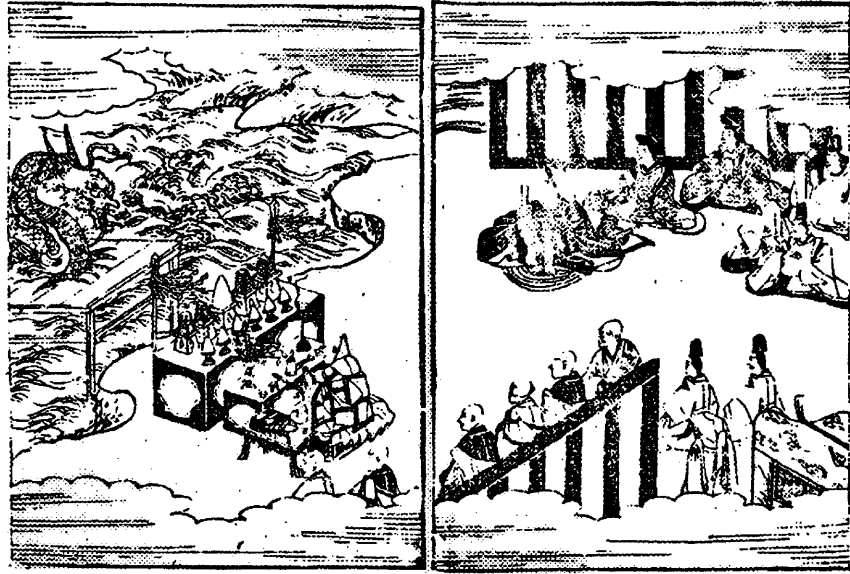
VII
(1)



卷八
c
7ウ

(P
100
下)

卷八 e 11ウ・12才 (P 102 下)



VII (3)

卷八 f 13才 (P 102 下)



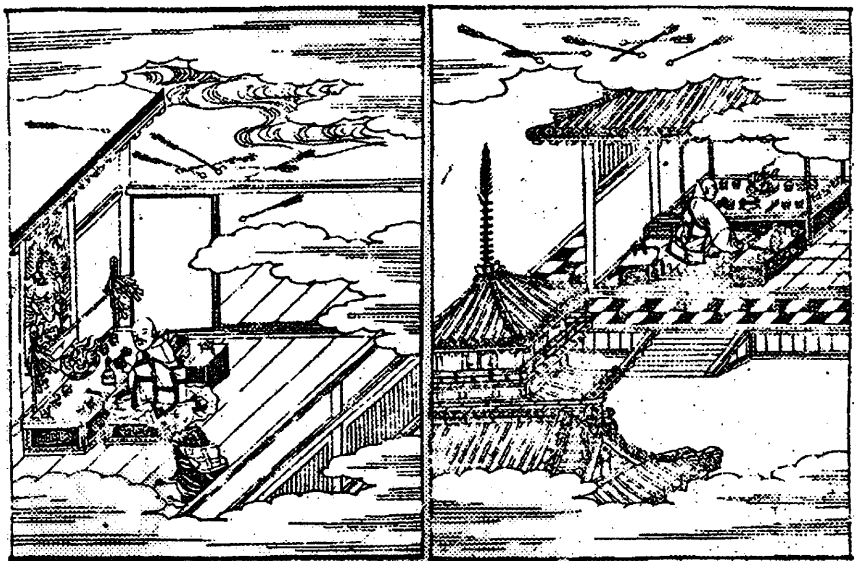
卷八 g 14ウ (P 103 下)



無

無

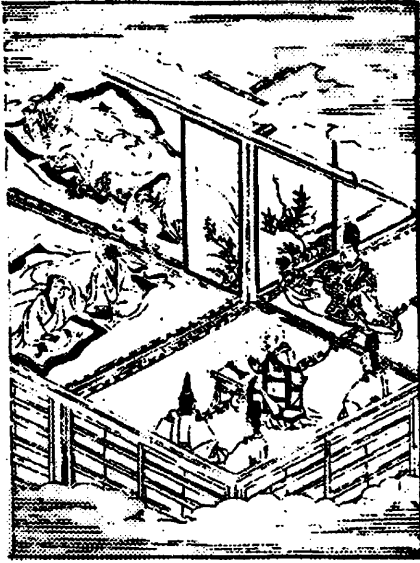
卷八 h 17ウ・18才 (P 105 上)



※VII (4)

ある矢取地蔵をめぐる覚書

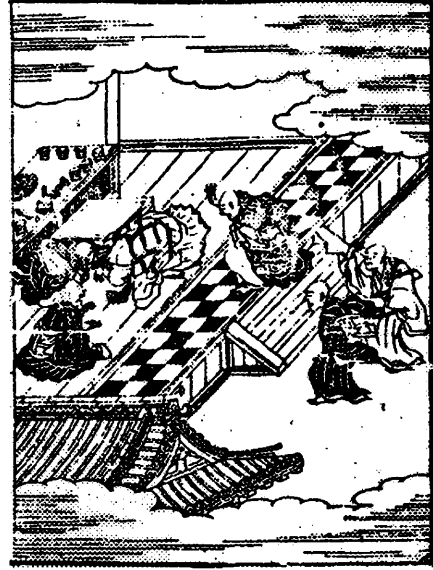
VII
(6)



卷九 a 2才

(P 107 上)

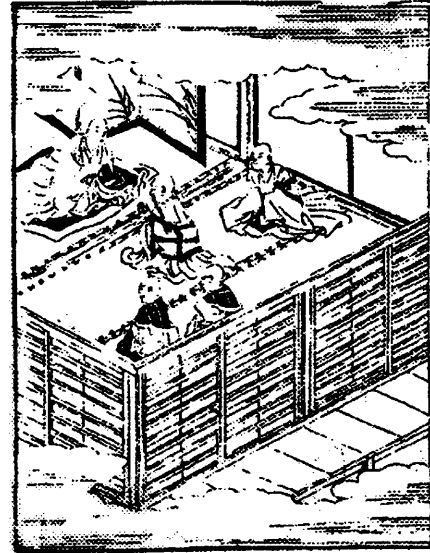
※VII (4)



卷八 i 19才

(P 105 下)

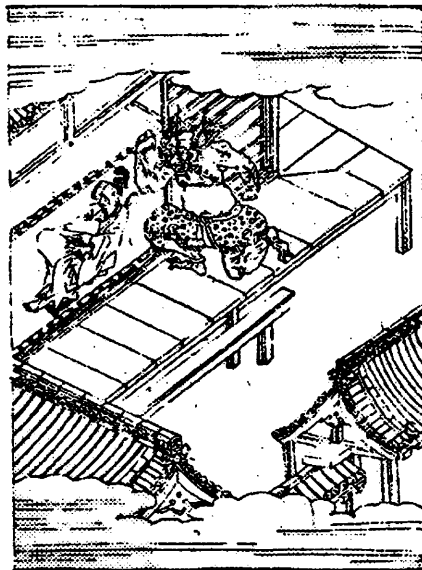
VII
(7)



卷九 b 3ウ

(P 108 上)

VII
(8)



卷九 c 4ウ・5才

(P 108 下)



Ⅶ
(10)

卷九 e 8ウ

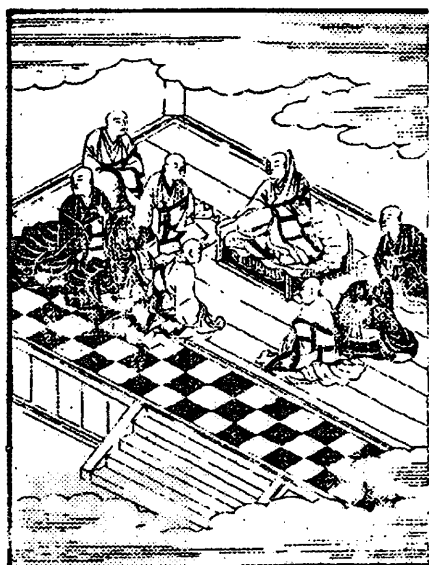
(P 110
下)



Ⅶ
(9)

卷九 d 6ウ

(P 109
下)



※
Ⅶ
(13)

卷九 g 12ウ

(P 112
下)



Ⅶ
(11)

卷九 f 11才

(P 112
上)



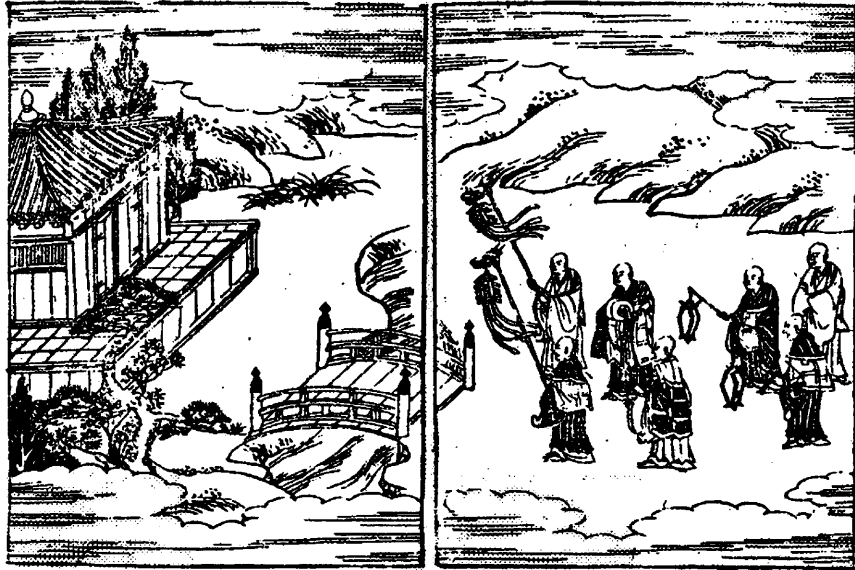
Ⅶ
(14)

卷九 h 14才

(P 113
下)

ある矢取地蔵をめぐる覚書

VII
(14)



卷九 h' 14ウ・15オ

(P 113 下)



VIII
(2)

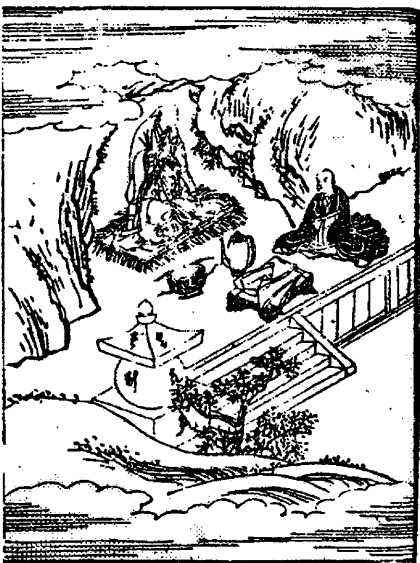
卷十 b 3ウ

(P 115 下)



卷十 a 2オ

(P 115 上)



無

卷十 d 6オ

(P 117 上)



卷十 c 4ウ

(P 116 上)

VIII
(3)

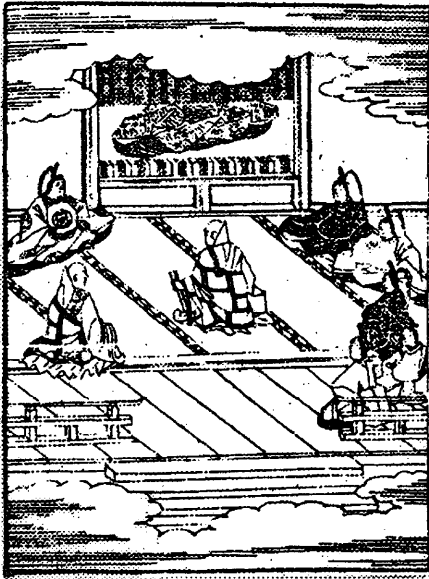
卷十 e 7才

(P 117上)



卷十 f 8ウ

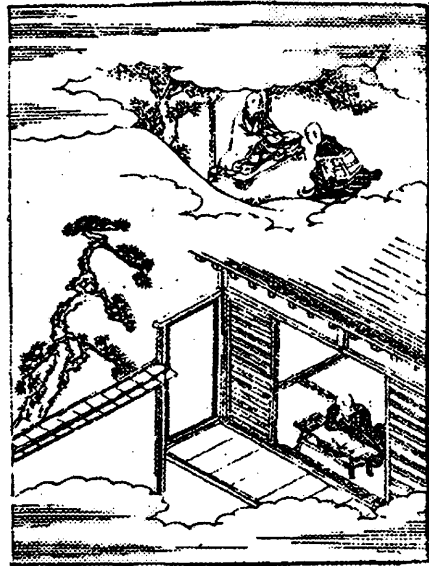
(P 118上)



VII (6)

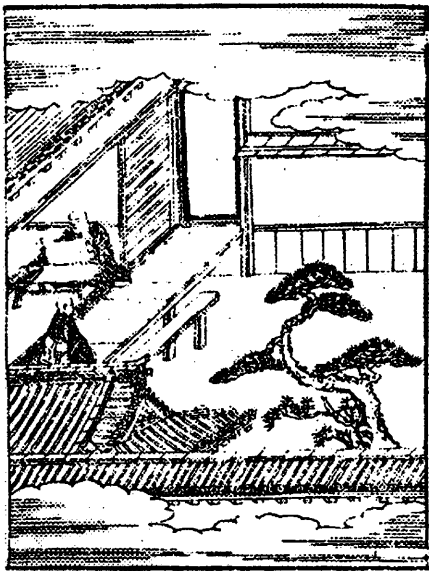
卷十 g 10才

(P 118下)



卷十 h 11才

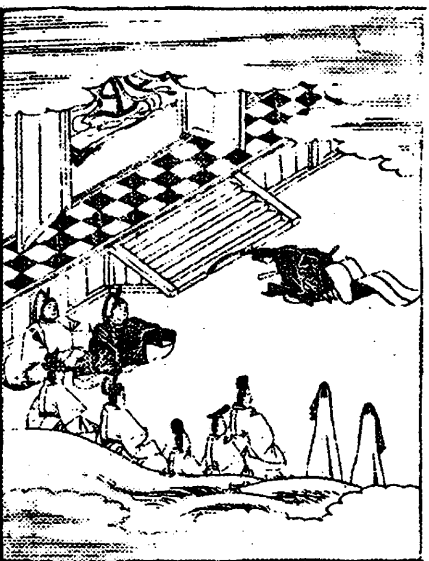
(P 119上)



VII (8)

卷十 i 12ウ

(P 119下)



卷十 j 13ウ

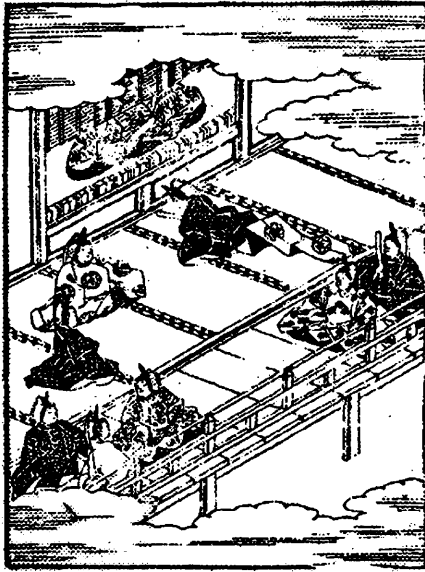
(P 120上)



VII (10)

ある矢取地蔵をめぐる覚書

VII
(12)



卷十一
17ウ

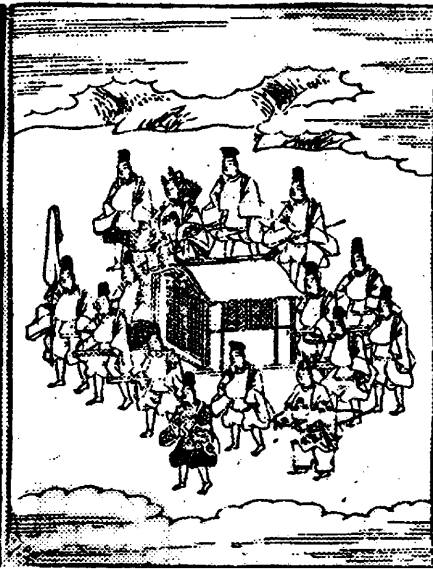
(P 122
上) VIII
(11)



卷十k
14ウ

(P 120
下)

VIII
(13)



卷十m
18ウ・19オ

(P 122
上)

VIII
(13)



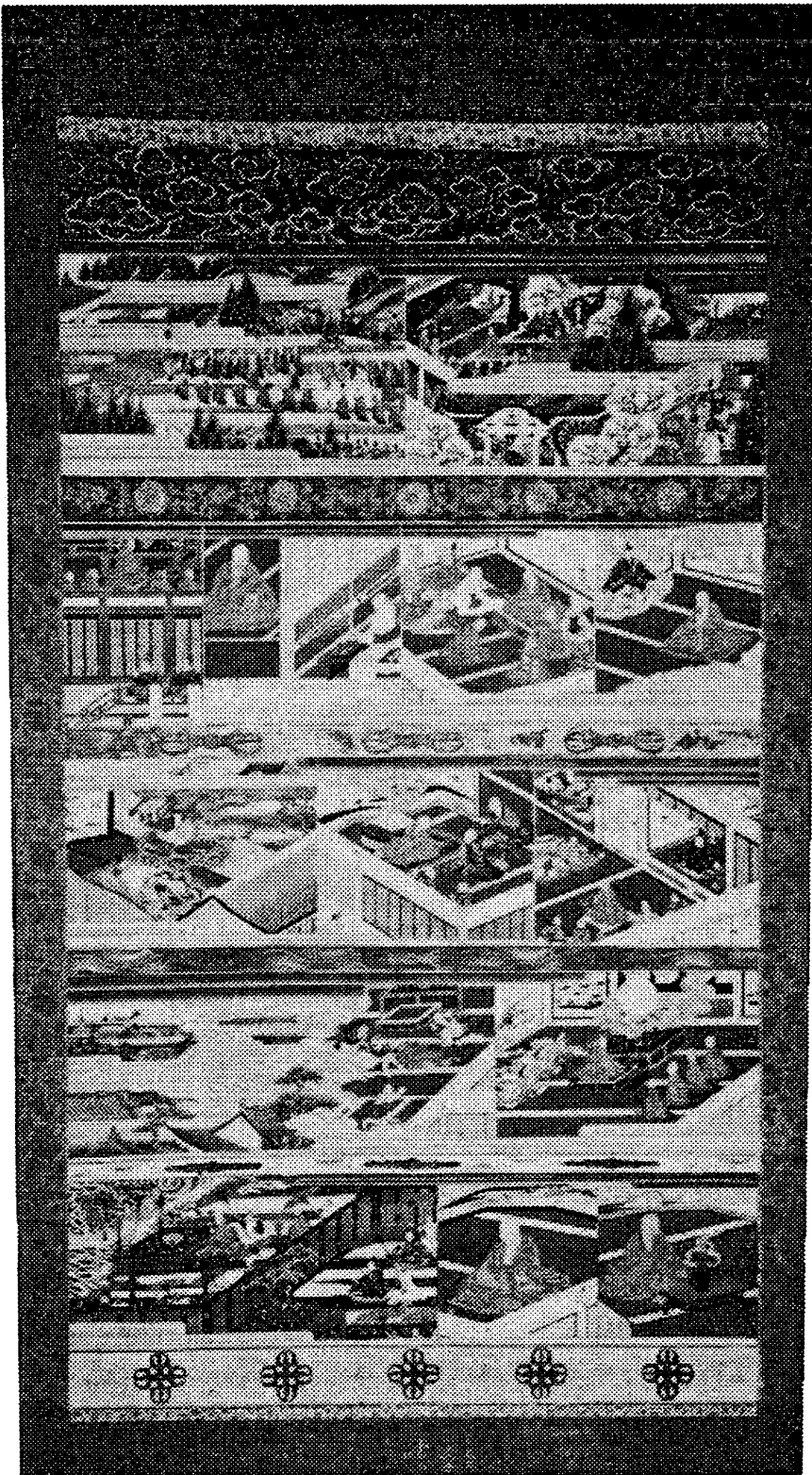
卷十m
19ウ

(P 122
上)

ある矢取地蔵をめぐる覚書

北摂感応寺所蔵「弘法大師絵伝」第七幅

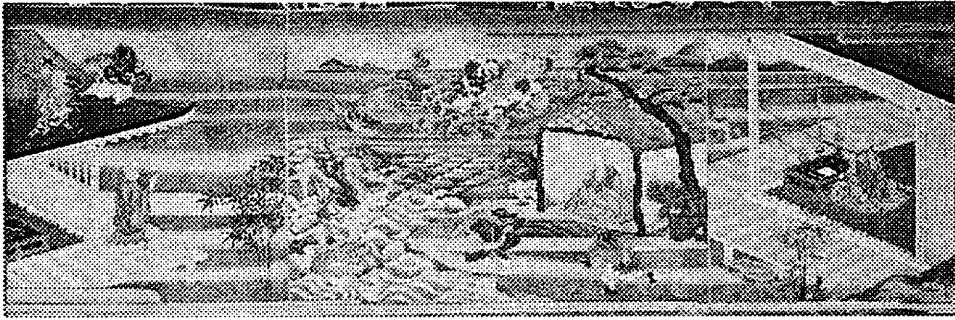
※第二段（下から二段目）左端第(4)齣に、矢の飛び交う呪詛対決譚。矢取地蔵は描かれていない。



(15)

(14)

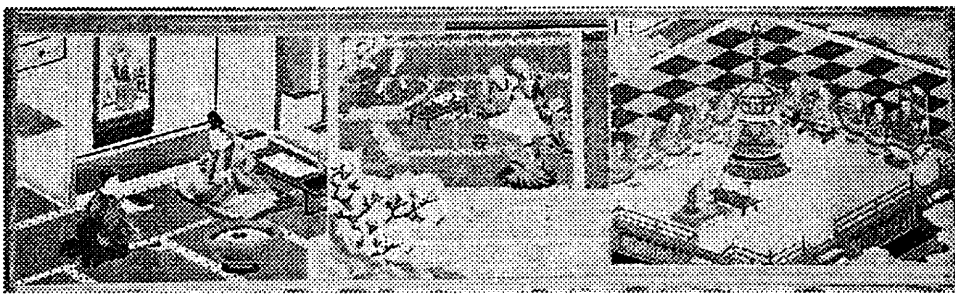
(13)



(10)

(11)

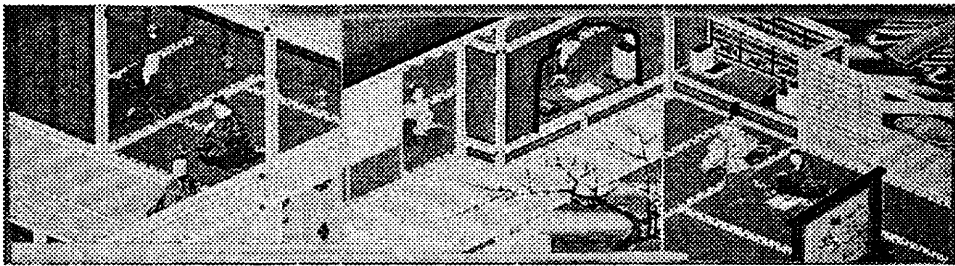
(12)



(9)

(8)

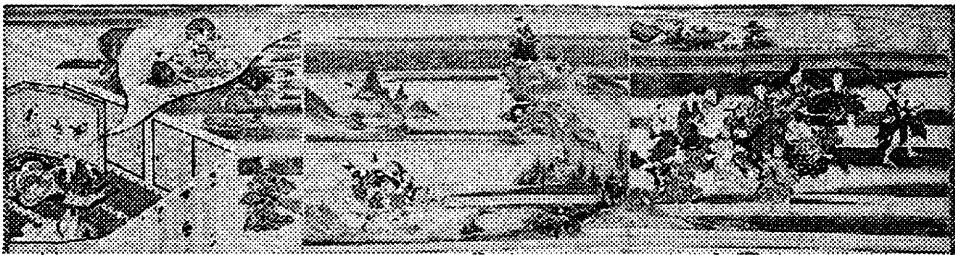
(7)



(4)

(5)

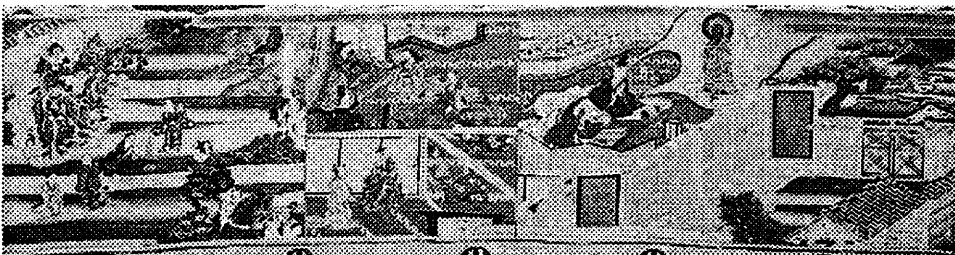
(6)



(3)

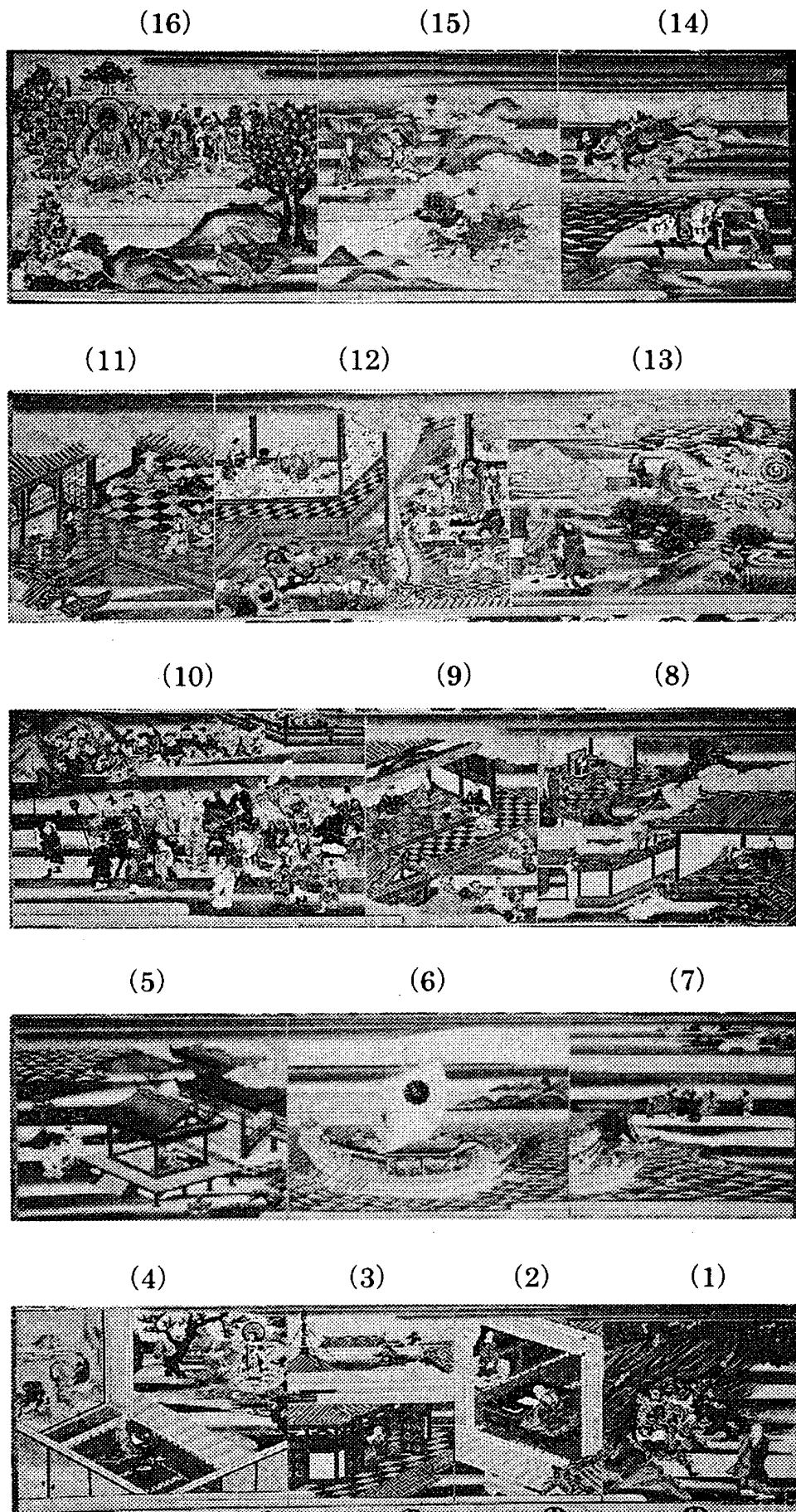
(2)

(1)



ある矢取地蔵をめぐる覚書

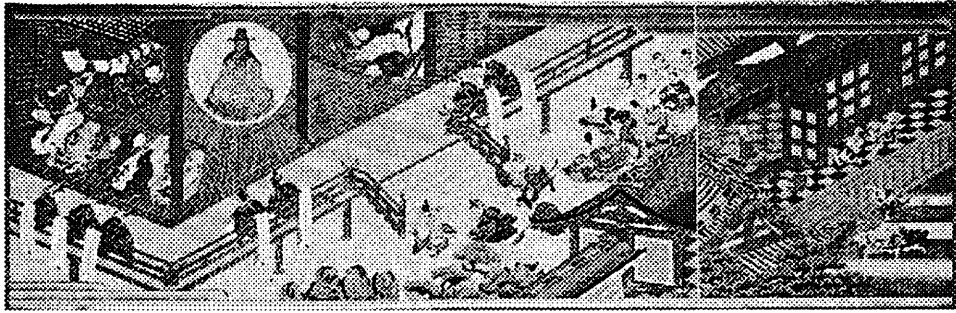
北摂感応寺所蔵「弘法大師絵伝」第二幅



ある矢取地蔵をめぐる覚書

(17)

(16)

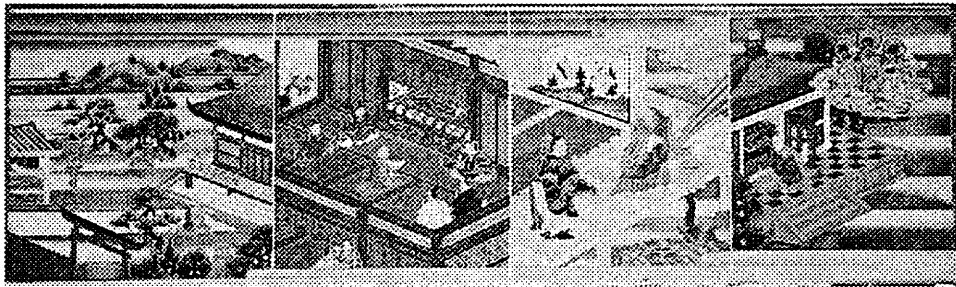


(12)

(13)

(14)

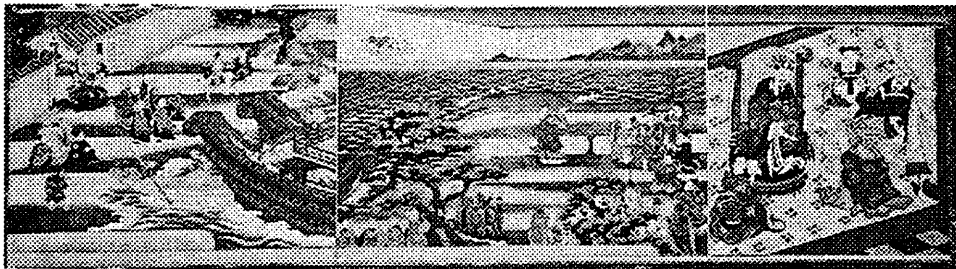
(15)



(11)

(10)

(9)



(5)

(6)

(7)

(8)

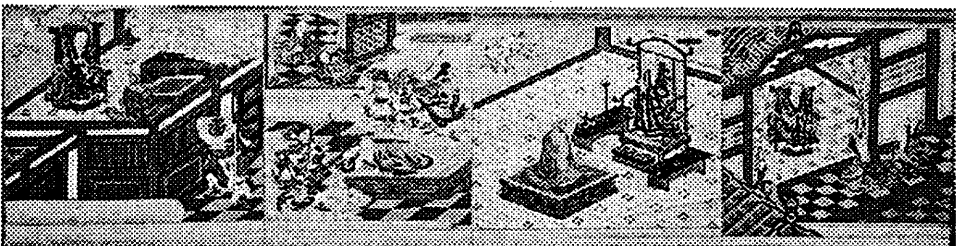


(4)

(3)

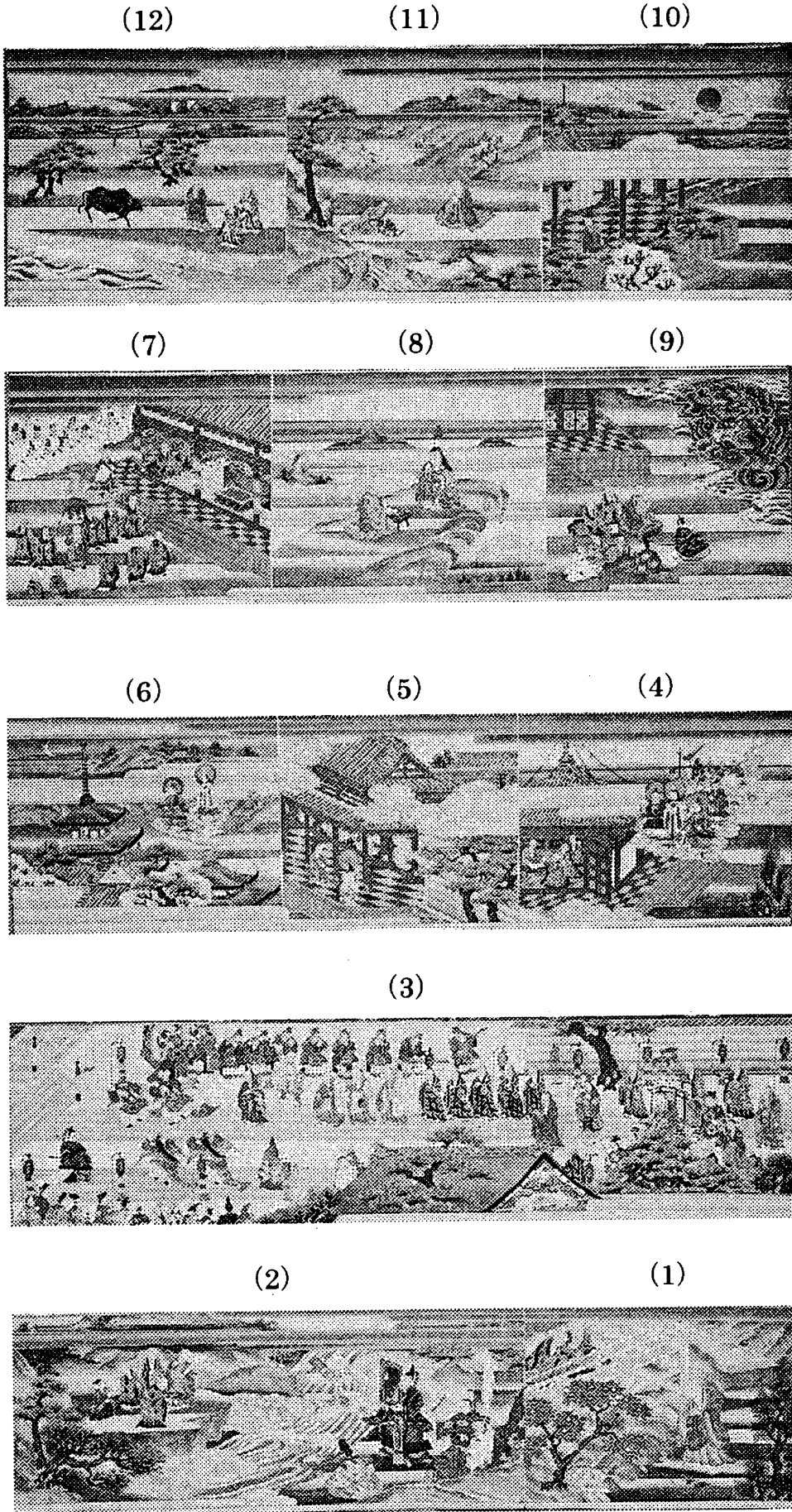
(2)

(1)



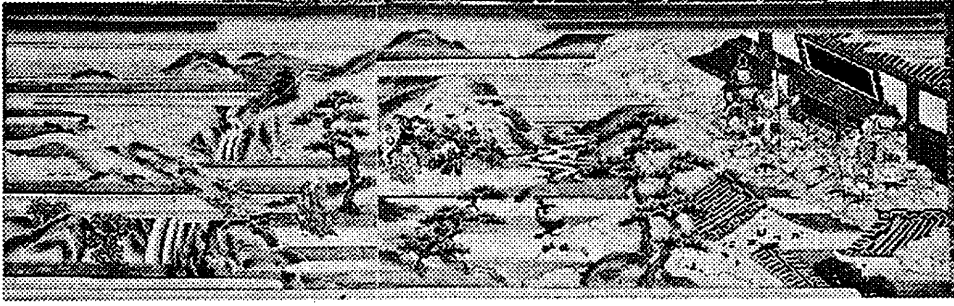
ある矢取地蔵をめぐる覚書

北摂感応寺所蔵「弘法大師絵伝」第四幅



(14)

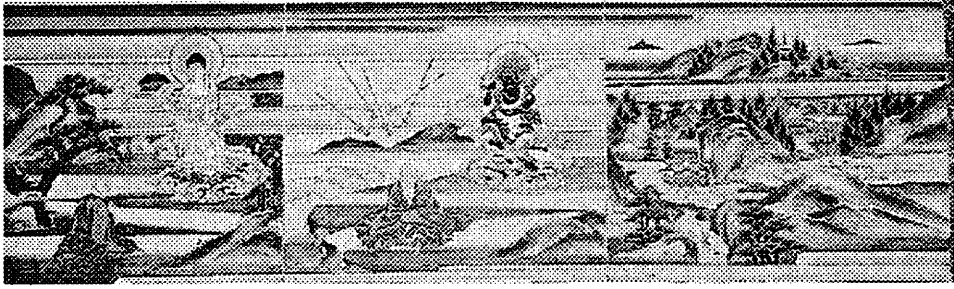
(13)



(10)

(11)

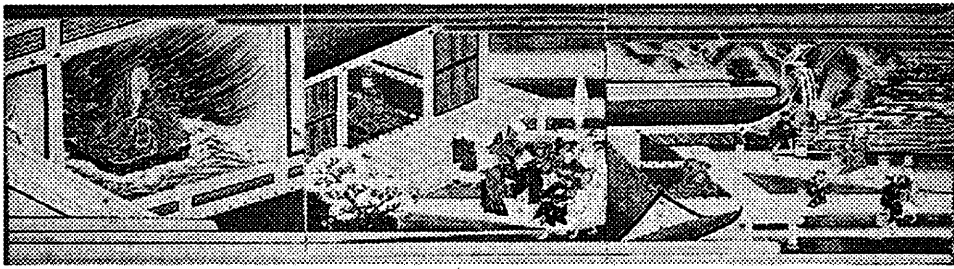
(12)



(9)

(8)

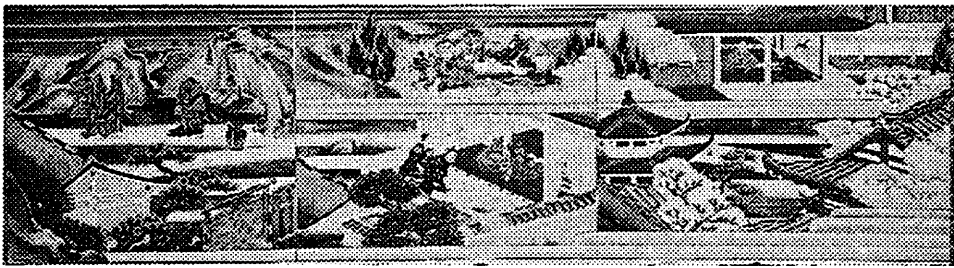
(7)



(4)

(5)

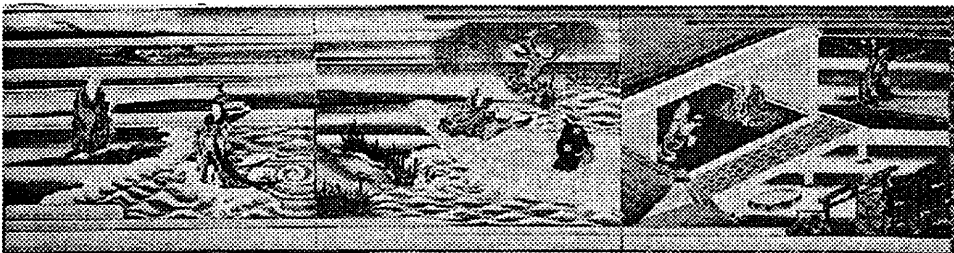
(6)



(3)

(2)

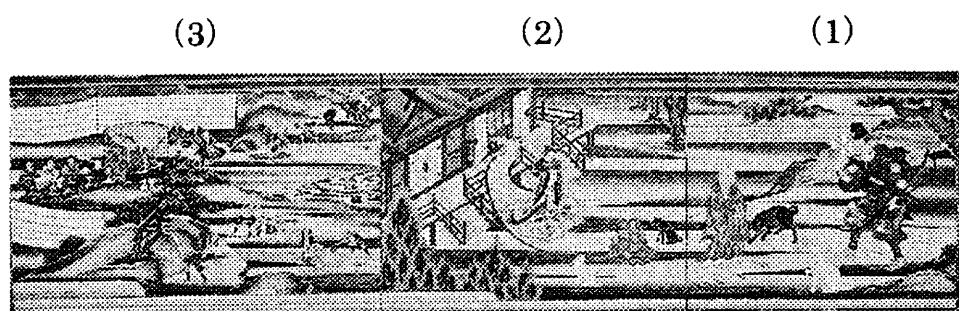
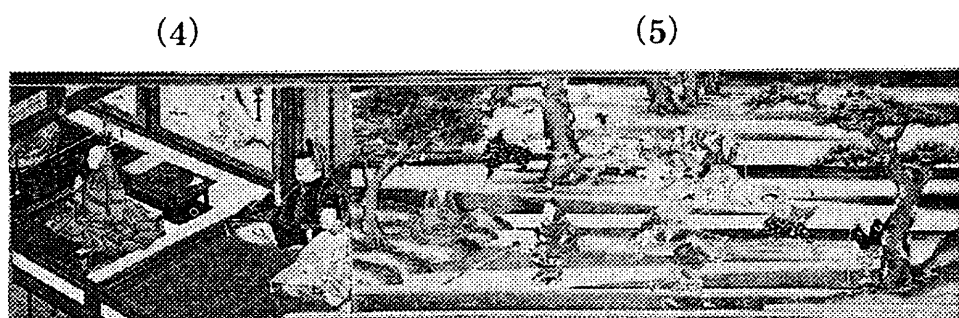
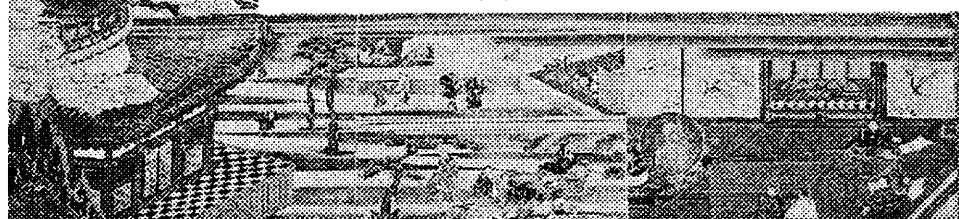
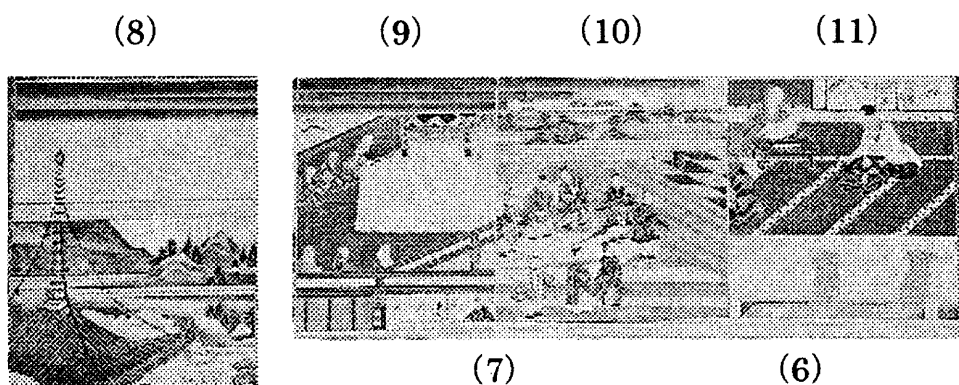
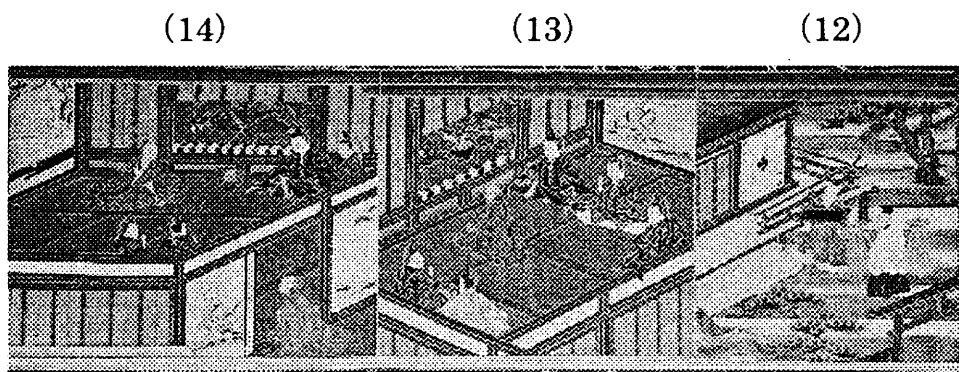
(1)



ある矢取地蔵をめぐる覚書

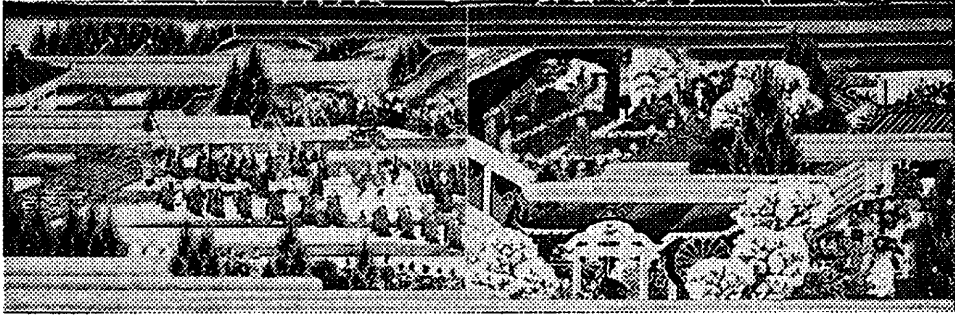
北摂感応寺所蔵「弘法大師絵伝」第六幅

※(8)は、例外的に第三段と第四段にまたがり、大塔の大きさが強調されている。



(14)

(13)

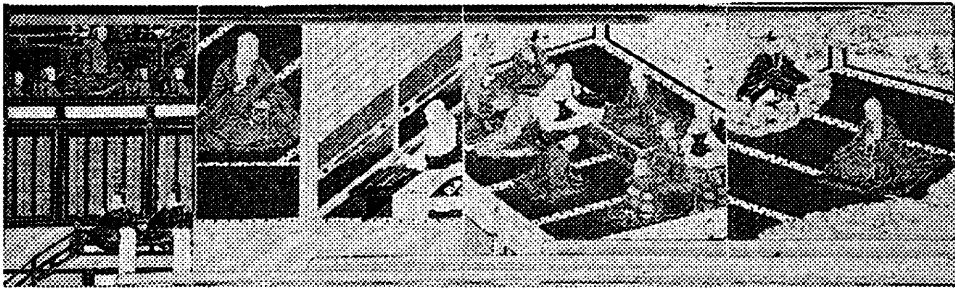


(9)

(10)

(11)

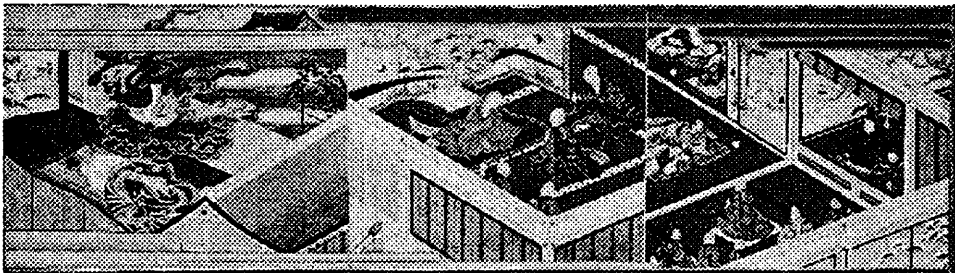
(12)



(8)

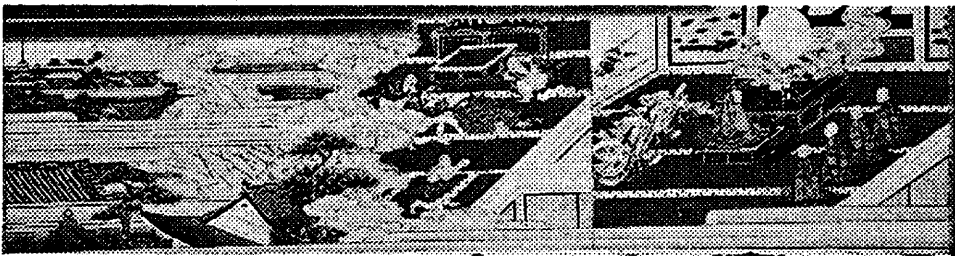
(7)

(6)



(4)

(5)



(3)

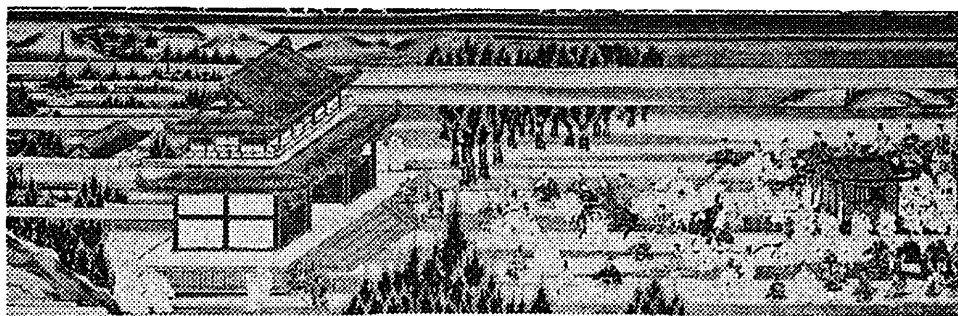
(2)

(1)



ある矢取地蔵をめぐる覚書

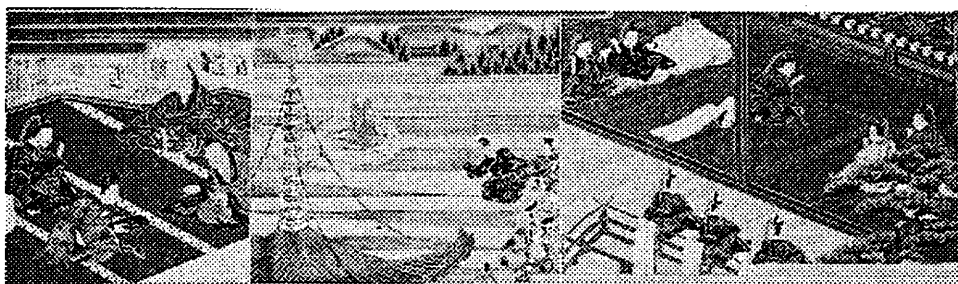
(13)



(10)

(11)

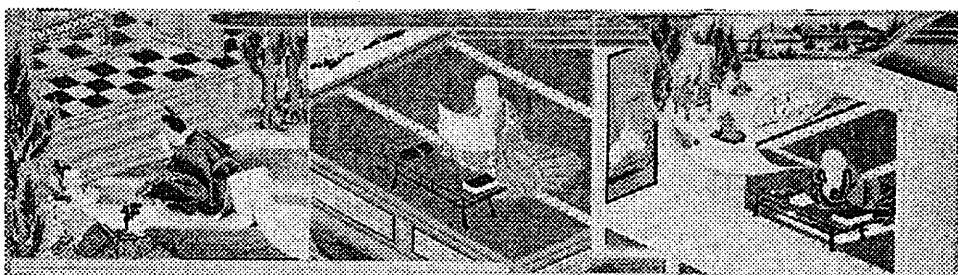
(12)



(9)

(8)

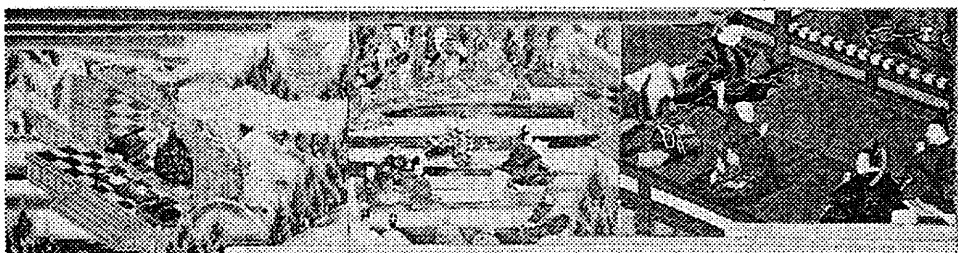
(7)



(4)

(5)

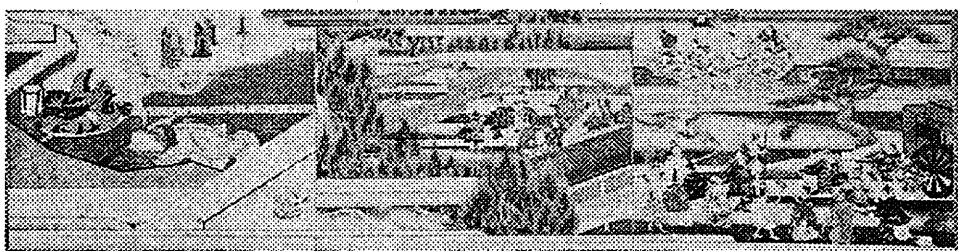
(6)



(3)

(2)

(1)



m	l	k	j	i	h	g	f	e	d	c	b	a	卷六	p	o	n	m	l	k	j	i	h	g	f	e	d	c	b	a	卷一	
V	V	V	V	V	V	V	V	V	V	V	V	V		II	I	I	I	無	I	無	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	
(04)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)		(1)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)		
l	k	j	i	h	g	f	e	d	c	b	a	卷七	n	m	l	k	j	i	h	g	f	e	d	c	b	a	卷二				
VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	無	VI		II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II		
(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)		(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)				
i	h	g	f	e	d	c	b	a	卷八	l	k	j	i	h	g	f	e	d	c	b	a	卷三									
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
(5)	(4)	(4)	(3)	(2)	(1)	(4)	(3)			(1)	(0)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)											
h	g	f	e	d	c	b	a	卷九	i	h	g	f	e	d	c	b	a	卷四													
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
(4)	(3)	(2)	(1)	(0)	(9)	(8)	(7)	(6)		(2)	(3)	(1)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)													
m	l	k	j	i	h	g	f	e	d	c	b	a	卷十	k	j	i	h	g	f	e	d	c	b	a	卷五						
VII	VII	VII	VII	VII	VII	VII	VII	VII	VII	VII	VII	VII		V	IV	IV	IV	IV	無	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV	IV		
(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)		(1)	(2)	(1)	(0)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)								

『弘法大師御伝記』の挿絵と北摂感応寺所蔵「弘法大師絵伝」との対応表（修正版）

※各上段が挿絵の記号で、その下にそれに対応する「弘法大師絵伝」の幅・齧の番号を記した。VII(4)は、二つの挿絵が各々描く場面を一つの齧に描く。

※絵の内容（主題）は共通するものの、構図や絵柄が大きく異なる場合は、点線（…）で結んだ。

※挿絵に対応する絵が「弘法大師絵伝」にない場合は、↓の下に「無」と記した。

※挿絵にない絵が「弘法大師絵伝」に存する場合は、その絵の幅・齧の番号のみ記し、□で囲んだ。

※構図が左右逆転しているらしい場合は、「弘法大師絵伝」の幅・齧の番号をゴチック体とした。

※拙稿 a において『弘法大師御伝記』の挿絵百十五面のうち、絵伝中に対応する絵が見られないのは僅かに七面で、また、絵伝の百十五齧のうち、挿絵にない絵を載せるのは八齧のみである」としたうち、傍線部は各々、「百十七面」「九面」の誤りであって、訂正する。

※拙稿 a において「感応寺の絵伝には、『弘法大師御伝記』の挿絵に対して、絵相などは模倣しながらも構図を左右逆転させた絵が、計十九例見られる……十九例中十六例までが、第二段または第四段に位置している」としたうち、傍線部は各々、「二十三例」「二十三例」「二十例」の誤りであって、訂正する。